

大分県報

平成二十八年
号外（三一）
三月三十一日

（木曜日）

目次

監査の概要に関する公表（定期監査）	一
監査の結果に関する公表（臨時監査）	六
監査の結果に関する公表（年間監査結果）	七
監査の結果に関する公表（財援監査）	一三
包括外部監査人による監査結果の公表	一〇

○監査公表

監査委員公表第587号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月31日

大分県監査委員	米 濱 光 郎
大分県監査委員	柳 井 貞 美
大分県監査委員	御 手 洗 吉 生
大分県監査委員	玉 田 輝 義

第1 監査の概要

- 1 監査の対象
前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成27年6月18日から平成28年2月3日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は次表のとおりである。

る。
なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	44
教育庁及び教育機関	70
警察本部	16
合計	130

3 監査の主眼
財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合规性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した130機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり、40機関において、4件の指摘事項及び45件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの

④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項		監 査 結 果
監査対象機関 (総務部)		
総務事務センター	扶養手当について、扶養親族に基準額を超える収入があり、支給要件を欠くことになったが、所得の確認が十分でなかったことから、手当を過大に支給している事例が認められた。	
(福祉保健部)		
北部保健所	公用車の自動車検査証の有効期限が到来したにもかかわらず、更新手続を行うことなく、当該車両を運行の用に供している事例が認められた。	
(教育庁及び教育機関)		
日田高等学校	扶養手当について、所得が基準を上回っているにもかかわらず扶養親族として認定し、所得の確認が不十分なまま手当の支給を継続している事例が認められた。	
別府支援学校	扶養手当について、扶養親族に基準額を超える収入があり、支給要件を欠くことになったが、所得の確認が十分でなかったことから、手当を過大に支給している事例が認められた。	
2 注意事項		
監査対象機関 (福祉保健部)	監 査 結 果	
東部保健所	6箇月を単位として支給された通勤手当において、当該期間中に休暇の取得により通勤手当を返納すべき事由が生じたが、手当の返納手続が行われていない事例が認められた。	
中部保健所由布保健部	現金収納事務において、手数料等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいた事例が認められた。	
豊肥保健所	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	
北部保健所豊後高田保健部	現金収納事務において、手数料等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいる事例が認められた。	
西部保健所	生活保護費返還金について、前年度と比較して、収入未済額が増加し収納率も低下しており、その額は多額なことが認められた。	
	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。	
	公務旅行に使用するため登録した自家用車について、変更が生じた登録	
		事項の確認を行うことなく、当該車両の使用を承認し旅行命令を発している事例が認められた。
		子ども・女性相談支援センター
		長期継続契約の庁舎清掃作業業務委託において、年度開始前に入札を行うなどの事例が認められた。
		(生活環境部)
		衛生環境研究センター
		特殊空調設備保守点検業務委託において、設計書では交換する活性炭量を定額で積算しているが、契約書では必要な場合のみ活性炭を交換する内容となっており、設計書と契約書の内容が異なっている事例が認められた。
		食肉衛生検査所
		職員給与の支払について、条例で定める支給日から遅延している事例が認められた。
		(商工労働部)
		工科短期大学
		非常勤職員の休暇欠勤処理において、年次有給休暇の付与を誤り、本来、欠勤処理とすべきところを年次有給休暇として処理するなどして、報酬を過大に支給している事例が認められた。
		竹工芸・訓練支援センター
		公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
		(農林水産部)
		農林水産研究指導センター
		消防用設備について、平成23年以降において一部庁舎の全ての消火器具の定期点検が実施されておらず、当該器具のうち使用期限が到来しているものがあるなどの事例が認められた。
		水産研究部浅海・内水面グループ
		劇物の管理について、施設ができる専用保管庫に常時保管されておらず、出納簿及び使用簿に受払が記録されていない事例が認められた。
		農業大学校
		栽培施設等に損害を生じさせた事例が認められた。
		(教育庁及び教育機関)
		社会教育総合センター
		現金収納事務において、青少年の家使用料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
		自家発電用鉛蓄電池の交換において、見積条件を示さなかったことから、業者ごとに見積内容が異なり、見積金額だけでは契約者が選定できない見積書となっている事例が認められた。

先哲史料館	現金収納事務において、有償刊行物の売払代金等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいる事例が認められた。
国東高等学校	扶養手当について、認定どおりに処理が行われず支給額が過大となっている事例が認められた。
別府青山高等学校	公務旅行について、公費で支給すべき生徒引率業務に係る旅費を学校関係団体費に負担させている事例が認められた。
大分雄城台高等学校	住居手当について、手当支給の始期を誤り過大に支給している事例が認められた。
大分南高等学校	往復航空券と宿泊券等がセットとなった包括割引航空券を利用した旅行において、航空費の算出を誤り過大に支給している事例が認められた。
大分豊府高等学校	扶養手当について、扶養親族に基準額を超える収入があり支給要件を欠くことになったにもかかわらず、引き続き手当を支給している事例が認められた。
大分工業高等学校	住居手当について、手当支給の始期を誤り過大に支給している事例が認められた。
津久見高等学校	扶養手当について、手当支給の終期を誤り過大に支給している事例などが認められた。
佐伯鶴城高等学校	物品購入契約において、平成26年度中に納品された物品を翌年度の予算で支払っている事例が認められた。
玖珠美山高等学校	非常勤講師の通勤費用弁償について、高速道路利用料金の加算額の算定を誤り過大に支給している事例が認められた。
日田高等学校	鉄道乗車券等と宿泊代が一体となったJRプランを利用した県外旅行において、鉄道賃の算出を誤り過大に支給している事例が認められた。
日田三隈高等学校	学校評議員に対する報償費及び旅費について、出席していない学校評議員に対して支給している事例が認められた。
日田林工高等学校	県内旅行について、旅行命令の変更手続を行わなかったため旅費が過支給されている事例が認められた。
中津南高等学校	自動販売機の庁舎等管理費について、算定額を誤り徴収不足となっている事例が認められた。 教育財産の家屋貸付料について、調定が遅延している事例が認められた。

中津東高等学校	職員の赴任旅費について、定額を超える引越料金を支払った場合の移転料の調整を行わず過小に支給している事例が認められた。 通勤手当について、手当支給の始期を誤り過大に支給しているなどの事例が認められた。
宇佐産業科学高等学校	住居手当について、手当支給の始期を誤り過大に支給している事例が認められた。
別府支援学校	通勤手当について、通勤経路の一部区間を変更し認定を行ったものの、当該区間を利用する他の職員の通勤経路についても同様に認定を行わなかったため、手当を過大に支給している事例が認められた。
南石垣支援学校	県外旅行について、私事中断による旅行期間の宿泊料及び旅行雑費を支給している事例が認められた。
新生支援学校	現金収納事務において、生産物売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいる事例が認められた。 消防設備総合点検委託において、屋内消火栓設備が平成26年8月の点検以降、複数回の点検で「不良」と判定されているにもかかわらず、修理等の対応を取っていない事例が認められた。

(警察本部)	
大分中央警察署	住居手当について、認定どおりに処理が行われず支給額が過小となっている事例が認められた。
大分南警察署	借用物品に損害を生じさせた事例が認められた。
国東警察署	借用物品に損害を生じさせた事例が認められた。
豊後高田警察署	現金収納事務において、諸収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいる事例が認められた。
玖珠警察署	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
佐伯警察署	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。

3 監査の執行状況	
監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。	
監査対象機関	監 査 実 施 日
(総務部)	
総務事務センター	平成28年1月25日から27日まで、平成28年1月29日

東部振興局日出水利耕地事務所	平成27年9月8日、平成27年10月6日	大分高等技術専門学校	平成27年11月18日、平成27年12月22日
豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	平成27年9月4日、平成27年10月27日	佐伯高等技術専門学校	平成27年11月4日、平成27年12月4日
豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	平成27年9月8日、平成27年10月14日	日田高等技術専門学校	平成27年10月1日
(企画振興部)		竹工芸・訓練支援センター (農林水産部)	平成28年1月8日、平成28年1月26日
東京事務所	平成27年10月8日から9日まで、平成27年10月9日	農林水産研究指導センター	平成28年1月19日から20日まで、平成28年2月2日
大阪事務所	平成27年11月19日から20日まで、平成27年11月20日	農林水産研究指導センター農業研究部	平成28年1月19日から20日まで、平成28年2月2日
(福祉保健部)		農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ	平成27年10月14日、平成27年11月17日
東部保健所	平成27年9月1日から3日まで、平成27年10月6日	農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ	平成27年12月15日、平成28年1月6日
東部保健所国東保健部	平成27年9月4日、平成27年10月6日	農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	平成28年1月8日、平成28年1月26日
中部保健所	平成27年9月15日、平成27年10月26日	農林水産研究指導センター畜産研究部	平成27年10月29日から30日まで、平成27年12月2日
中部保健所由布保健部	平成27年9月10日、平成27年10月26日	農林水産研究指導センター林業研究部	平成27年10月1日、平成27年11月10日
南部保健所	平成27年9月9日、平成27年10月26日	農林水産研究指導センター水産研究部	平成27年11月10日から11日まで、平成27年12月4日
豊肥保健所	平成27年9月16日から17日まで、平成27年10月27日	農林水産研究指導センター水産研究部浅海・内水面グループ	平成27年10月15日
西部保健所	平成27年9月30日から10月1日まで、平成27年11月12日	農業大学校	平成28年1月14日、平成28年2月2日
北部保健所	平成27年8月26日から27日まで、平成27年10月2日	大分家畜保健衛生所	平成27年9月10日、平成27年11月5日
北部保健所豊後高田保健部	平成27年8月26日、平成27年10月2日	豊後大野家畜保健衛生所	平成27年9月9日、平成27年10月27日
二豊学園	平成27年9月28日、平成27年10月27日	玖珠家畜保健衛生所	平成27年9月28日、平成27年11月12日
こども・女性相談支援センター	平成27年9月10日、平成27年11月5日	宇佐家畜保健衛生所	平成27年10月14日、平成27年11月17日
中津児童相談所	平成27年8月27日、平成27年10月2日	(土木建築部)	
こころからの相談支援センター	平成27年9月15日、平成27年11月5日	玉来ダム建設事務所	平成27年9月3日、平成27年10月14日
(生活環境部)		(教育庁及び教育機関)	
衛生環境研究センター	平成27年12月8日、平成28年1月14日	教育人事課	平成27年9月2日、平成27年9月4日、平成27年9月9日、平成27年9月16日から18日まで
消費生活・男女共同参画プラザ	平成27年6月18日、平成27年10月6日		
食肉衛生検査所	平成28年1月27日		
消防学校	平成27年11月18日、平成27年12月17日		
(商工労働部)			
産業科学技術センター	平成27年12月9日、平成28年1月14日		
工科短期大学校	平成27年10月21日、平成27年11月11日		

文化課（芸術会館）	平成27年12月2日	大分鶴崎高等学校	平成27年11月12日
中津教育事務所	平成27年9月1日から2日まで、平成27年10月2日	鶴崎工業高等学校	平成27年11月12日
別府教育事務所	平成27年9月1日から2日まで、平成27年10月6日	情報科学高等学校	平成27年11月17日
大分教育事務所	平成27年9月15日から18日まで、平成27年11月5日	大分東高等学校	平成27年11月11日
佐伯教育事務所	平成27年9月8日から9日まで、平成27年10月26日	由布高等学校	平成27年11月25日、平成27年12月17日
竹田教育事務所	平成27年9月3日から4日まで、平成27年10月14日	臼杵高等学校	平成28年1月14日、平成28年2月3日
日田教育事務所	平成27年9月16日から17日まで、平成27年11月10日	津久見高等学校	平成28年1月13日、平成28年2月3日
埋蔵文化財センター	平成27年12月3日、平成28年1月13日	佐伯鶴城高等学校	平成27年11月4日、平成27年12月10日
県立図書館	平成27年12月9日から10日まで、平成28年1月21日	佐伯豊南高等学校	平成27年11月5日、平成27年12月10日
教育センター	平成27年12月3日	佐伯鶴岡高等学校	平成27年11月5日、平成27年12月10日
歴史博物館	平成27年10月20日、平成27年11月17日	佐伯豊南高等学校（平成25年度に設置されたもの）	平成27年11月5日、平成27年12月10日
社会教育総合センター	平成28年1月6日から7日まで、平成28年1月19日	三重総合高等学校	平成28年1月19日から20日まで
先哲史料館	平成27年12月9日から10日まで、平成28年1月21日	竹田高等学校	平成27年10月29日
高田高等学校	平成27年10月14日	玖珠美山高等学校	平成27年10月9日
国東高等学校	平成27年11月10日から11日まで、平成27年12月15日	日田高等学校	平成27年10月6日、平成27年11月18日
杵築高等学校	平成27年12月2日、平成28年1月6日	日田三隈高等学校	平成27年10月22日、平成27年11月18日
日出総合高等学校	平成27年11月26日、平成27年12月15日	日田林工高等学校	平成27年10月7日、平成27年11月18日
別府鶴見丘高等学校	平成28年1月6日、平成28年1月19日	中津南高等学校	平成27年10月22日
別府青山高等学校	平成28年1月6日、平成28年1月21日	中津北高等学校	平成27年10月27日
別府羽室台高等学校	平成28年1月13日、平成28年1月21日	中津東高等学校	平成27年10月21日から22日まで
別府翔青高等学校	平成28年1月6日、平成28年1月21日	宇佐高等学校	平成27年10月15日
大分上野丘高等学校	平成27年12月3日	宇佐産業科学高等学校	平成27年10月20日
大分舞鶴高等学校	平成28年1月21日	安心院高等学校	平成27年10月20日
大分雄城台高等学校	平成27年11月24日	盲学校	平成27年12月8日、平成28年1月13日
大分南高等学校	平成28年1月14日	豊学校	平成27年12月8日、平成28年1月13日
大分豊府高等学校	平成27年11月24日	日出支援学校	平成27年11月26日
大分工業高等学校	平成28年1月21日	宇佐支援学校	平成27年10月21日
大分商業高等学校	平成28年1月15日	中津支援学校	平成27年10月27日
芸術緑丘高等学校	平成27年12月1日	由布支援学校	平成27年11月25日、平成27年12月17日
大分西高等学校	平成27年12月1日	別府支援学校	平成28年1月7日から8日まで、平成28年1月26日
爽風館高等学校	平成27年12月15日、平成28年1月14日	南石垣支援学校	平成28年1月7日、平成28年1月19日

新生支援学校	平成27年11月24日、平成27年12月22日
大分支援学校	平成27年12月15日、平成28年1月13日
臼杵支援学校	平成28年1月26日
佐伯支援学校	平成27年11月5日、平成27年12月10日
竹田支援学校	平成27年10月30日
日田支援学校	平成27年10月8日、平成27年11月12日
大分豊府中学校	平成27年11月24日
（警察本部）	
警察学校	平成27年11月12日
大分中央警察署	平成27年11月19日から20日まで、平成27年12月22日
大分東警察署	平成27年11月17日、平成27年12月22日
大分南警察署	平成27年11月25日、平成27年12月17日
別府警察署	平成27年12月1日、平成27年12月15日
杵築日出警察署	平成27年12月11日、平成28年1月6日
国東警察署	平成27年11月10日、平成27年12月15日
豊後高田警察署	平成27年10月8日
宇佐警察署	平成27年10月15日
中津警察署	平成27年10月27日、平成27年11月11日
玖珠警察署	平成27年9月28日
日田警察署	平成27年9月29日、平成27年11月10日
竹田警察署	平成27年10月29日、平成27年12月2日
豊後大野警察署	平成28年1月13日
佐伯警察署	平成27年11月6日、平成27年12月4日
臼杵津久見警察署	平成28年1月15日

監査委員公表第588号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第190条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月31日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
大分県監査委員 柳 井 貞 美

第1 監査の概要

1 監査の対象

監査日の属する月の前々月までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの。

2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成27年5月29日から平成28年1月29日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	16
教育庁及び教育機関	9
警察本部	1
合 計	26

3 監査の主眼

旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した26機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり2機関において、1件の指摘事項と1件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により嚴重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの

<p>③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの</p> <p>④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p> <p>(2) 注意事項</p> <p>是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの</p> <p>① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの</p> <p>② 過失が認められるもの</p> <p>③ 事務処理等が適正を欠くもの</p> <p>④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの</p>													
<p>1 指摘事項</p> <p>監査対象機関 監 査 結 果</p> <p>(知事部局)</p> <p>医療政策課 現金収納事務において、平成26年度の定期監査で指摘されているにもかかわらず、手数料として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関に払い込んでいたほか、現金出納表への記帳もなされていない事例が認められた。</p>													
<p>2 注意事項</p> <p>監査対象機関 監 査 結 果</p> <p>(知事部局)</p> <p>大分土木事務所 港湾使用料に係る現金収納事務において、現金出納表に受入及び払出等の状況が記載されていない事例が認められた。</p>													
<p>3 監査の執行状況</p> <p>監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。</p> <table border="1"> <tr> <td>監査対象機関</td> <td>監 査 実 施 日</td> </tr> <tr> <td>(知事部局)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部振興局</td> <td>平成27年11月30日</td> </tr> <tr> <td>豊肥振興局大野川上流開発事業事務所</td> <td>平成27年5月29日</td> </tr> <tr> <td>北部振興局</td> <td>平成27年11月13日</td> </tr> <tr> <td>日田県税事務所</td> <td>平成27年11月30日</td> </tr> </table>		監査対象機関	監 査 実 施 日	(知事部局)		中部振興局	平成27年11月30日	豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	平成27年5月29日	北部振興局	平成27年11月13日	日田県税事務所	平成27年11月30日
監査対象機関	監 査 実 施 日												
(知事部局)													
中部振興局	平成27年11月30日												
豊肥振興局大野川上流開発事業事務所	平成27年5月29日												
北部振興局	平成27年11月13日												
日田県税事務所	平成27年11月30日												
医療政策課	平成27年12月16日												
中部保健所	平成28年1月18日												
西部保健所	平成27年6月22日												
北部保健所豊後高田保健部	平成27年12月16日												
農林水産研究指導センター農業研究部花きグループ	平成27年9月14日												
農林水産研究指導センター林業研究部	平成27年6月26日												
大分家畜保健衛生所	平成27年12月21日												
豊後大野家畜保健衛生所	平成28年1月22日												
豊後高田土木事務所	平成27年10月23日												
別府土木事務所	平成27年10月30日												
大分土木事務所	平成27年10月26日												
玉来ダム建設事務所	平成27年12月21日												
(教育庁及び教育機関)													
埋蔵文化財センター	平成27年8月31日												
国東高等学校	平成27年7月21日												
宇佐産業科学高等学校	平成27年6月26日												
別府青山高等学校	平成27年9月14日												
別府羽室台高等学校	平成27年9月30日												
別府翔青高等学校	平成27年9月14日												
芸術緑丘高等学校	平成27年8月31日												
三重総合高等学校	平成27年10月19日												
豊学校	平成27年8月31日												
(警察本部)													
中津警察署	平成28年1月29日												

~~~~~

**監査委員公表第589号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第4項の規定に基づき実施した平成27年度の定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月31日

大分県監査委員 米 濱 光 郎

平成27年度定期監査に係る年間監査結果報告

第1 年間監査結果報告の趣旨

平成27年度の定期監査の結果を取りまとめるとともに監査意見を添えて、その概要を報告する。

なお、監査対象機関ごとの定期監査の結果については、平成27年9月1日、同年12月4日及び平成28年3月31日付けで議会及び知事等に報告し、公表済みである。

第2 監査の概要

1 監査の対象

平成26年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理とした。

ただし、平成27年9月以降に監査を実施した対象機関については、前回監査対象期間後から監査実施日の属する月の前々月末までの期間における財務に関する事務の執行とした。

2 監査の実施

知事部局、議会事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局、監査事務局、企業局、病院局、教育庁（教育機関も含む）及び警察本部の全260監査対象機関について、平成27年4月7日から平成28年2月3日までの期間において実施した。

部局ごとの監査対象機関数は次表のとおりである。

|           | 監査対象機関数 |
|-----------|---------|
| 知事部局      | 131     |
| 議会事務局     | 1       |
| 人事委員会事務局  | 1       |
| 労働委員会事務局  | 1       |
| 監査事務局     | 1       |
| 企業局       | 1       |
| 病院局       | 1       |
| 教育庁及び教育機関 | 79      |
| 警察本部      | 44      |
| 合 計       | 260     |

3 監査の実施方法

監査対象機関に対し、実地監査221機関、書面監査30機関を次の方法により実施した。

(1) 実地監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査対象機関の長から事務事業の執行状況等を聴取するとともに、関係書類等の調査、照合及び質疑又は意見交換等の方法により実施した。

また、必要に応じて現地調査等を実施した。

(2) 書面監査は、監査事務局職員による現地での職員監査の結果を踏まえ、監査委員が監査調査等の監査資料に基づき実施した。

4 監査の方針

(1) 監査の着眼

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、正確性、合规性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

(2) 監査の重点項目

リスクが大きいもの、是正効果の大きいもの、経済性、効率性等の観点から必要なものの中から横断的な検証を要するものについて重点項目を設定し、監査を実施した。

ア 収入事務

○現金出納事務

現金の保管や記録管理は適正か、領収書の取扱いは適正に行われているかなどの、主に合规性の観点から検証した。

イ 財産管理

○備品管理システムによる備品の管理

備品使用簿が適正に作成されているか、システム登録と現物が一致しているかなどの、主に合规性の観点から検証した。

(3) 事務事業監査

各部局の事業の中から2事業を選定して、その一連の財務事務を対象に、その正確性、合规性はもとより、事業の成果等を把握した上で、執行に係る経済性、効率性及び有効性について、監査を実施した。

なお、対象事業は次表のとおりである。

| 部局名等  | 監査対象事業          |
|-------|-----------------|
| 生活環境部 | 地球温暖化対策推進事業     |
| 土木建築部 | 住宅耐震化・リフォーム支援事業 |



第3 監査の結果

1 年間監査結果の概要

監査を実施した260機関のうち、68機関において、7件の指摘事項及び77件の注意事項があった。

その他の192機関においては、指摘事項及び注意事項に該当するものはなく、おおむね適正に執行されたものと認められた。

部局ごとの監査対象機関数と監査結果の概観は、次表のとおりである。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、おおむね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるので、おおむね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

〈部局ごとの指摘事項及び注意事項の件数（監査結果の処理区分別に表示）〉

|          | 総務部 | 企画振興部 | 福祉保健部 | 生活環境部 |
|----------|-----|-------|-------|-------|
| 監査対象機関数  | 23  | 9     | 19    | 13    |
| 指摘事項（小計） | 2   | 0     | 1     | 0     |
| 予算執行     |     |       |       |       |
| 収入事務     |     |       |       |       |
| 支出事務     | 1   |       |       |       |
| 契約事務     |     |       |       |       |
| 工事の執行    |     |       |       |       |

|          |    |   |    |   |
|----------|----|---|----|---|
| 財産管理     | 1  |   | 1  |   |
| 許認可事務    |    |   |    |   |
| 事務事業の執行  |    |   |    |   |
| その他      |    |   |    |   |
| 注意事項（小計） | 10 | 2 | 9  | 2 |
| 予算執行     |    |   |    |   |
| 収入事務     | 2  |   | 4  |   |
| 支出事務     | 4  |   | 1  | 1 |
| 契約事務     | 1  |   | 1  | 1 |
| 工事の執行    |    |   |    |   |
| 財産管理     | 3  | 2 | 2  |   |
| 許認可事務    |    |   |    |   |
| 事務事業の執行  |    |   | 1  |   |
| その他      |    |   |    |   |
| 合計       | 12 | 2 | 10 | 2 |

|          | 商工労働部 | 農林水産部 | 土木建築部 | 会計管理局 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 監査対象機関数  | 13    | 27    | 25    | 2     |
| 指摘事項（小計） | 0     | 1     | 0     | 0     |
| 予算執行     |       |       |       |       |
| 収入事務     |       |       |       |       |
| 支出事務     |       |       |       |       |
| 契約事務     |       | 1     |       |       |
| 工事の執行    |       |       |       |       |
| 財産管理     |       |       |       |       |
| 許認可事務    |       |       |       |       |
| 事務事業の執行  |       |       |       |       |
| その他      |       |       |       |       |
| 注意事項（小計） | 2     | 7     | 10    | 0     |
| 予算執行     |       |       | 1     |       |

|         |   |   |    |   |
|---------|---|---|----|---|
| 収入事務    |   |   |    |   |
| 支出事務    | 1 | 1 | 3  |   |
| 契約事務    |   |   | 2  |   |
| 工事の執行   |   |   |    |   |
| 財産管理    | 1 | 5 | 4  |   |
| 許認可事務   |   |   |    |   |
| 事務事業の執行 |   | 1 |    |   |
| その他     |   |   |    |   |
| 合計      | 2 | 8 | 10 | 0 |

|          |       |          |          |       |
|----------|-------|----------|----------|-------|
|          | 議会事務局 | 人事委員会事務局 | 労働委員会事務局 | 監査事務局 |
| 監査対象機関数  | 1     | 1        | 1        | 1     |
| 指摘事項（小計） | 0     | 0        | 0        | 0     |
| 予算執行     |       |          |          |       |
| 収入事務     |       |          |          |       |
| 支出事務     |       |          |          |       |
| 契約事務     |       |          |          |       |
| 工事の執行    |       |          |          |       |
| 財産管理     |       |          |          |       |
| 許認可事務    |       |          |          |       |
| 事務事業の執行  |       |          |          |       |
| その他      |       |          |          |       |
| 注意事項（小計） | 0     | 0        | 0        | 0     |
| 予算執行     |       |          |          |       |
| 収入事務     |       |          |          |       |
| 支出事務     |       |          |          |       |
| 契約事務     |       |          |          |       |
| 工事の執行    |       |          |          |       |
| 財産管理     |       |          |          |       |
| 許認可事務    |       |          |          |       |
| 事務事業の執行  |       |          |          |       |
| その他      |       |          |          |       |
| 合計       |       |          |          |       |

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 許認可事務   |   |   |   |   |
| 事務事業の執行 |   |   |   |   |
| その他     |   |   |   |   |
| 合計      | 0 | 0 | 0 | 0 |

|          |     |     |           |      |
|----------|-----|-----|-----------|------|
|          | 企業局 | 病院局 | 教育庁及び教育機関 | 警察本部 |
| 監査対象機関数  | 1   | 1   | 79        | 44   |
| 指摘事項（小計） | 0   | 0   | 3         | 0    |
| 予算執行     |     |     |           |      |
| 収入事務     |     |     |           |      |
| 支出事務     |     |     | 2         |      |
| 契約事務     |     |     | 1         |      |
| 工事の執行    |     |     |           |      |
| 財産管理     |     |     |           |      |
| 許認可事務    |     |     |           |      |
| 事務事業の執行  |     |     |           |      |
| その他      |     |     |           |      |
| 注意事項（小計） | 0   | 2   | 25        | 8    |
| 予算執行     |     |     | 1         |      |
| 収入事務     |     |     | 6         | 1    |
| 支出事務     |     | 1   | 16        | 1    |
| 契約事務     |     |     | 1         |      |
| 工事の執行    |     |     |           |      |
| 財産管理     |     | 1   | 1         | 6    |
| 許認可事務    |     |     |           |      |
| 事務事業の執行  |     |     |           |      |
| その他      |     |     |           |      |
| 合計       | 0   | 2   | 28        | 8    |

|          |     |
|----------|-----|
|          | 総計  |
| 監査対象機関数  | 260 |
| 指摘事項(小計) | 7   |
| 予算執行     |     |
| 収入事務     |     |
| 支出事務     | 3   |
| 契約事務     | 2   |
| 工事の執行    |     |
| 財産管理     | 2   |
| 許認可事務    |     |
| 事務事業の執行  |     |
| その他      |     |
| 注意事項(小計) | 77  |
| 予算執行     | 2   |
| 収入事務     | 13  |
| 支出事務     | 29  |
| 契約事務     | 6   |
| 工事の執行    |     |
| 財産管理     | 25  |
| 許認可事務    |     |
| 事務事業の執行  | 2   |
| その他      |     |
| 合計       | 84  |

## 2 指摘事項

4 部局において7件の指摘事項があった。

|          |                                                                   |
|----------|-------------------------------------------------------------------|
| 監査対象機関   | 監査結果                                                              |
| (総務部)    |                                                                   |
| 総務事務センター | 扶養手当について、扶養親族に基準額を超える収入があり、支給要件を欠くことになったが、所得の確認が十分でなかったことから、手当を過大 |

|             |                                                                                   |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|             | に支給している事例が認められた。                                                                  |
| 南部振興局       | 漁港施設占用許可において、許可を受けた者以外の者の施設が、長期にわたって当該占用区域に設置されている事例が認められた。                       |
| (福祉保健部)     |                                                                                   |
| 北部保健所       | 公用車の自動車検査証の有効期限が到来したにもかかわらず、更新手続を行うことなく、当該車両を運行の用に供している事例が認められた。                  |
| (農林水産部)     |                                                                                   |
| 農山漁村・担い手支援課 | 会議資料の作成において、カラーコピーを発注したことにして、実際は印刷製本した冊子に差し替えて納品させている事例が認められた。                    |
| (教育庁及び教育機関) |                                                                                   |
| 教育財務課       | 研修業務委託において、仕様書に定めた回数よりも実施回数が少ないにもかかわらず、変更契約を行っていない事例が認められた。                       |
| 日田高等学校      | 扶養手当について、所得が基準を上回っているにもかかわらず扶養親族として認定し、所得の確認が不十分なまま手当の支給を継続している事例が認められた。          |
| 別府支援学校      | 扶養手当について、扶養親族に基準額を超える収入があり、支給要件を欠くことになったが、所得の確認が十分でなかったことから、手当を過大に支給している事例が認められた。 |

### 3 注意事項

既に公表済みであるので掲載を省略する。

### 4 監査の重点項目

監査結果は以下のとおりである。

#### (1) 収入事務

○現金出納事務

ア 指摘事項

なし

イ 注意事項

・手数料等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。(西部振興局、中部保健所由布保健部、北部保健所豊後高田保健部、社会教育総合センター、先哲史料館、新生支

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>援学校、豊後高田警察署)</p> <p>(2) 財産管理<br/>○備品管理システムによる備品の管理</p> <p>ア 指摘事項<br/>なし</p> <p>イ 注意事項<br/>・備品管理システムによる備品使用簿の整備を行っていないなどの事例が認められた。(漁港漁村整備課、佐伯土木事務所)</p> <p>5 事務事業監査<br/>監査結果<br/>監査を実施した地球温暖化対策推進事業ほか1事業については、特に指摘する事項は認められなかった。</p> <p>第4 監査意見<br/>地方自治法第199条第10項の規定に基づき、平成27年度に実施した定期監査の結果の報告に添えて意見を提出する。</p> <p>1 財務に関する事務の執行</p> <p>(1) 諸手当の認定・支給事務<br/>所得の確認が十分でなかったため、支給要件を欠いていることに気付かず、扶養手当の支給を続けていた事例や、契約の特約により家賃を徴収されない月の住居手当を支給していた事例、認定は正しく行われているが、その後の事務処理に不備があったため認定どおりの支給が行われていなかった事例などが認められた。</p> <p>諸手当の認定・支給事務に関しては、例年、同様の誤りが認められていることから、諸手当の認定制度を所管する所属においては、過去の事例を参考にした研修等の機会を充実させたり、認定等の事務を行っている所属においては、複数の職員によるチェックを確実に行うなど、正確な事務処理に努められたい。</p> <p>なお、県立学校においては、今後、手当認定の事務が総務事務センターで一元的に行われる予定となっていることから、事務の移行に当たって遺漏のないよう準備を進めるとともに、円滑な運用が行われるよう努められたい。</p> <p>(2) 適切な財産の管理<br/>庁舎等の消防用設備等について、点検結果が不良との判定を複数回にわたり受けているにもかかわらず、特段の対応をしていない事例や、法令で実施すべきとされている点検が行われていない事例が認められた。</p> | <p>不良箇所の修繕等を行わないまま放置し、これらの設備等が火災等の発生時に正常に機能しなかった場合、生命・財産へ被害が及ぶ可能性があり、また、点検のための費用を支出したにもかかわらず、その結果を活用していないことは、経済性、有効性の点からも問題がある。</p> <p>消防用設備等、施設の維持を行うに当たって点検、検査等が義務づけられているものについては、その必要性を認識し、結果を有効に活用して、適切な財産管理に努められたい。</p> <p>また、今年度は、公用車に損害を生じさせたことにより注意事項とした事例が13件認められているが、その原因としては後方の安全確認が不十分であるなど、少し注意を払っていけば防げたと思われるものが少なくない。</p> <p>公用車が県の財産であることを意識するとともに、小さな不注意の積み重ねが重大事故を誘発するおそれもあることから、同乗者が安全確認を補助するなど組織的な対策を図ることにより、損害の発生防止に努められたい。</p> <p>2 監査の重点項目</p> <p>(1) 現金出納事務<br/>現金出納事務において、領収した現金を会計規則が定める期間を超えて指定金融機関に払い込んでいる事例が散見された。</p> <p>会計規則を誤って解釈していたことや、出張や休暇等で担当職員が不在であったことにより、現金の払込み手続が遅れたことが主な原因であった。</p> <p>規則を誤って解釈していたものとして、収納金の払込みを規定した会計規則第40条の「5日以内」の初日を不算入として取り扱っていた事例があったが、このような誤認しやすい事項については、マニュアルや手引等へ明記し、研修等で周知するなどにより、再発防止対策を図られたい。</p> <p>また、担当職員の不在を原因とするものについては、出納員を中心とした組織的な対応ができていない結果と言える。出納員は会計責任者としての職責を十分に認識し、公金を扱う現金出納事務の適正な執行に努められたい。</p> <p>なお、領収書について、施錠等の可能な安全な場所で保管されていない所属や、領収書受払簿での管理が不十分な所属もみられたことから、不正使用の防止のため、適正な管理を行うよう十分留意されたい。</p> <p>(2) 備品管理システムによる備品の管理<br/>備品の管理については、平成24年4月から稼働開始した備品管理システム（以下「システム」という。）により行われているところであるが、システムによる備品使</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

用簿の整備を行っていない事例や、既に廃棄された備品がシステムに登録されたままとなっている事例が認められた。

システムの備品情報と備品現物との照合などの確認や、備品表示がまだ不十分な所属も散見されるなど、システム稼働開始から3年以上経過しているにもかかわらず、システムでの備品管理体制が確立しているとは言い難い状況となっている。

備品管理の適正化・一元化や管理事務の省力化・効率化を図るため、速やかにシステム情報の整備を進めるとともに、日頃の適切な情報更新等についても留意されたい。また、会計管理者においては、各所属の意見等を踏まえ、事務の改善・指導に努められたい。

~~~~~

監査委員公表第590号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第190条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月31日

大分県監査委員	米	濱	光	郎
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	御	手	洗	吉
大分県監査委員	玉	田	輝	義

第1 監査の概要

1 監査の対象

(1) 監査の種類 財政的援助団体等監査

(2) 監査の対象

ア 対象団体等 補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの並びに出資しているもので政令に定めるもの、借入金の元金又は利子を保証しているもの、受益権を有する信託で政令で定めるもの及び公の施設の管理を行わせているもの

イ 対象事務等 財政的援助等に係る出納その他の事務の執行で当該財政的援助等に係るもの

2 監査の実施

(1) 実施の期間 平成27年9月8日から平成28年1月27日まで

(2) 実施の団体 55団体（実数）

ア 財政的援助を与えているもの

46団体

イ 出資しているもので政令で定めるもの 12団体

ウ 借入金の元金又は利子を保証しているもの 1団体

エ 受益権を有する信託で政令で定めるもの 該当なし

オ 公の施設の管理を行わせているもの 5団体

(3) 実地監査の実施状況

実地監査を実施した監査対象団体名（関係所属）、財政的援助等の種類及び実地監査実施年月日は、次に掲げるとおりである。

対象団体名（関係所属）	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（企画振興部政策企画課）
財政的援助に係るもの	平成26年度公立大学法人運営費交付金 平成26年度公立大学法人施設整備事業費補助金
出資に係るもの	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学に係る出資
実地監査実施年月日	平成27年11月18～19日
対象団体名（関係所属）	公立大学法人大分県立看護科学大学（福祉保健部医療政策課）
財政的援助に係るもの	平成26年度公立大学法人運営費交付金 平成26年度公立大学法人施設整備事業費補助金 平成26年度在宅医療連携拠点体制整備事業費補助金
出資に係るもの	公立大学法人大分県立看護科学大学に係る出資
実地監査実施年月日	平成27年10月7～8日、平成28年1月20日
対象団体名（関係所属）	公益財団法人大分県産業創造機構（商工労働部工業振興課）
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県地域新産業創出総合支援事業費補助金 平成26年度大分県プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金 平成26年度中小企業情報化推進事業費補助金 平成26年度大分県中小企業支援ソフトバナー派遣事業費補助金 平成26年度下請企業振興事業費補助金 平成26年度大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金 平成26年度おおいだ地域資源活性化基金運営費補助金 平成26年度大分県6次産業化サポーター体制整備事業費補助金

	金 おおいた地域資源活性化基金貸付金		
出資に係るもの	公益財団法人大分県産業創造機構に係る出資		
実地監査実施年月日	平成27年11月4～5日、平成28年1月20日		
対象団体名（関係所属）	大分県土地開発公社（土木建築部用地対策課）		
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県工場用地等特別対策事業費補助金 大分北部中核工業団地造成事業資金貸付金 玖珠工業団地造成事業資金貸付金		
出資に係るもの	大分県土地開発公社に係る出資		
支払保証に係るもの	大分県土地開発公社の公共用地先行取得資金の借入による債務保証		
実地監査実施年月日	平成27年12月8～9日、平成28年1月20日		
対象団体名（関係所属）	大分県住宅供給公社（土木建築部建築住宅課）		
財政的援助に係るもの	大分県住宅建設促進資金貸付金		
出資に係るもの	大分県住宅供給公社に係る出資		
実地監査実施年月日	平成27年12月8～9日、平成28年1月20日		
対象団体名（関係所属）	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団（企画振興部芸術文化スポーツ局芸術文化振興課）		
出資に係るもの	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団に係る出資		
施設の管理に係るもの	大分県立総合文化センターの管理 大分県立美術館の管理		
実地監査実施年月日	平成27年12月1～2日、平成28年1月27日		
対象団体名（関係所属）	大分県テクノクリエイト株式会社（商工労働部商業サービス業振興課）		
出資に係るもの	大分県テクノクリエイト株式会社に係る出資		
実地監査実施年月日	平成28年1月25～26日		
対象団体名（関係所属）	公益社団法人大分県漁業公社（農林水産部水産振興課）		
出資に係るもの	公益社団法人大分県漁業公社に係る出資		
実地監査実施年月日	平成27年11月4～5日		
対象団体名（関係所属）	公益財団法人大分県建設技術センター（土木建築部建設		
		政策課）	
出資に係るもの	公益財団法人大分県建設技術センターに係る出資		
実地監査実施年月日	平成28年1月13～14日		
対象団体名（関係所属）	公益財団法人暴力追放大分県民会議（警察本部組織犯罪対策課）		
出資に係るもの	公益財団法人暴力追放大分県民会議に係る出資		
実地監査実施年月日	平成27年10月15日		
対象団体名（関係所属）	公益社団法人大分県農業農村振興公社（農林水産部農地農振室）		
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県農地集積・集約化対策事業費補助金 平成26年度草地畜産基盤整備事業費補助金 平成26年度大分県農業経営総合対策事業費補助金 平成26年度大分県青年就農給付金事業費補助金 平成26年度大分県農業生産基盤強化推進事業費補助金 平成26年度次世代を担う園芸産地整備事業費補助金 就農支援資金大分県貸付金 担い手支援資金の融通に関する損失補償		
出資に係るもの	公益社団法人大分県農業農村振興公社に係る出資		
施設の管理に係るもの	大分農業文化公園の管理 大分県都市農村交流研修館の管理		
実地監査実施年月日	平成27年11月10～12日、平成28年1月27日		
対象団体名（関係所属）	大分航空ターミナル株式会社（企画振興部観光・地域局交通政策課）		
出資に係るもの	大分航空ターミナル株式会社に係る出資		
実地監査実施年月日	平成28年1月19～20日		
対象団体名（関係所属）	ピーコングラザ共同事業体（企画振興部観光・地域局観光・地域振興課）		
施設の管理に係るもの	大分県立別府コンベンションセンターの管理		
実地監査実施年月日	平成27年12月17～18日		
対象団体名（関係所属）	社会福祉法人大分県聴覚障害者協会（福祉保健部障害福祉課）		

財政的援助に係るもの	第47回耳の日記念大分県ろうあ者福祉大会開催事業費補助金 平成26年度身体障がい者啓発事業費補助金	平成26年度大分県私立幼稚園運営費補助金 平成26年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金 平成26年度大分県私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金
	大分県聴覚障害者センターの管理	
施設の管理に係るもの	平成27年11月17日	平成27年9月8～9日
実地監査実施年月日	平成27年11月17日	学校法人大分高等学校（生活環境部私学振興・青少年課）
対象団体名（関係所属）	株式会社サンリオエンターテインメント（土木建築部公園生活排水課）	財政的援助に係るもの
施設の管理に係るもの	ハーモニーパークの管理	平成26年度大分県私立学校運営費補助金 平成26年度大分県私立高等学校授業料減免補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金
実地監査実施年月日	平成27年11月13日	平成26年度大分県私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金
対象団体名（関係所属）	大分県商工会連合会（商工労働部商工労働企画課）	実地監査実施年月日
財政的援助に係るもの	平成26年度小規模事業経営支援事業費補助金	平成27年9月10～11日
実地監査実施年月日	平成27年10月29日	学校法人溝部学園（生活環境部私学振興・青少年課）
対象団体名（関係所属）	日田商工会議所（商工労働部商工労働企画課）	財政的援助に係るもの
財政的援助に係るもの	平成26年度小規模事業経営支援事業費補助金	平成26年度大分県私立学校運営費補助金 平成26年度大分県私立高等学校授業料減免補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金
実地監査実施年月日	平成27年12月17日	平成26年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金
対象団体名（関係所属）	津久見商工会議所（商工労働部商工労働企画課）	平成26年度大分県私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金
財政的援助に係るもの	平成26年度小規模事業経営支援事業費補助金	平成26年度大分県私立学校耐震化推進事業費補助金
実地監査実施年月日	平成27年12月18日	平成26年度結核健康診断費補助金
対象団体名（関係所属）	竹田商工会議所（商工労働部商工労働企画課）	平成26年度福祉・介護人材確保対策研修事業費補助金
財政的援助に係るもの	平成26年度小規模事業経営支援事業費補助金	平成26年度大分県私立幼稚園運営費補助金
実地監査実施年月日	平成27年11月25日	平成26年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金
対象団体名（関係所属）	豊後高田商工会議所（商工労働部商工労働企画課）	平成26年度大分県私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金
財政的援助に係るもの	平成26年度小規模事業経営支援事業費補助金	平成27年9月16～17日
実地監査実施年月日	平成27年11月25日	学校法人稲葉学園（生活環境部私学振興・青少年課）
対象団体名（関係所属）	学校法人後藤学園（生活環境部私学振興・青少年課）	財政的援助に係るもの
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県私立学校運営費補助金 平成26年度大分県私立高等学校授業料減免補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	平成26年度大分県私立学校運営費補助金 平成26年度大分県私立高等学校授業料減免補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金 平成26年度結核健康診断費補助金 平成26年度大分県私立幼稚園運営費補助金 平成26年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金

実地監査実施年月日	平成27年9月24日	学校法人府内学園（福祉保健部こども子育て支援課）	財政的援助に係るもの	平成26年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金 平成26年度大分県私立幼稚園緊急環境整備事業費補助金 平成26年度大分県私立幼稚園耐震化推進事業費補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援事業費補助金 平成26年度大分県私立高等学校等就学支援金事務費交付金
対象団体名（関係所属）	学校法人府内学園（福祉保健部こども子育て支援課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年9月17～18日	学校法人ルナ幼稚園（福祉保健部こども子育て支援課）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	学校法人ルナ幼稚園（福祉保健部こども子育て支援課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月29日	学校法人栄昌学園（福祉保健部こども子育て支援課）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	学校法人栄昌学園（福祉保健部こども子育て支援課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月30日	学校法人田中学園（福祉保健部こども子育て支援課）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	学校法人田中学園（福祉保健部こども子育て支援課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月7日	学校法人得丸学園（福祉保健部こども子育て支援課）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	学校法人得丸学園（福祉保健部こども子育て支援課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月8日	社会福祉法人一燈園（福祉保健部高齢者福祉課）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	社会福祉法人一燈園（福祉保健部高齢者福祉課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年9月30日	社会福祉法人豊寿会（福祉保健部高齢者福祉課）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	社会福祉法人豊寿会（福祉保健部高齢者福祉課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月1日	ハナヤマ食品株式会社（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	ハナヤマ食品株式会社（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年9月24日	海へ株式会社（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	海へ株式会社（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月6日	大分大山町農業協同組合（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	大分大山町農業協同組合（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年11月10日	有限会社成美（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	有限会社成美（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月14日	大分空港利用促進期成会（企画振興部観光・地域局交通政策課）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	大分空港利用促進期成会（企画振興部観光・地域局交通政策課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月20日	大分県少年の船実行委員会（生活環境部私学振興・青少年課）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	大分県少年の船実行委員会（生活環境部私学振興・青少年課）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月22日	株式会社エイビス（商工労働部経営金融支援室）	財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）	株式会社エイビス（商工労働部経営金融支援室）		財政的援助に係るもの	
実地監査実施年月日	平成27年10月15日		財政的援助に係るもの	
対象団体名（関係所属）			財政的援助に係るもの	

対象団体名（関係所属）	株式会社九州コクボ（商工労働部企業立地推進課）	対象団体名（関係所属）	九州丸和林業株式会社（農林水産部林産振興室）
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県産業立地促進補助金	財政的援助に係るもの	平成26年度大分県林業・木材産業構造改革事業補助金
実地監査実施年月日	平成27年10月16日	実地監査実施年月日	平成27年10月14日
対象団体名（関係所属）	ホンダ太陽株式会社（商工労働部企業立地推進課）	対象団体名（関係所属）	社会医療法人財団天心堂（農林水産部林産振興室）
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県産業立地促進補助金	財政的援助に係るもの	平成25年度大分県木材振興流通対策事業費補助金
実地監査実施年月日	平成27年10月6日	実地監査実施年月日	平成26年度へき地医療拠点病院運営費補助金
対象団体名（関係所属）	有限会社共立精巧（商工労働部企業立地推進課）	対象団体名（関係所属）	平成27年11月17日
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県流通業務団地立地促進補助金	対象団体名（関係所属）	社会福祉法人別府光の園（農林水産部林産振興室）
実地監査実施年月日	平成28年1月12日	財政的援助に係るもの	平成26年度大分県木材振興流通対策事業費補助金
対象団体名（関係所属）	公益社団法人大分県野菜協会（農林水産部園芸振興室）	実地監査実施年月日	平成25年度社会福祉施設整備事業費補助金
財政的援助に係るもの	平成26年度特定野菜等価格安定事業費補助金	対象団体名（関係所属）	平成27年10月2日
実地監査実施年月日	平成27年12月15日	財政的援助に係るもの	医療法人まつきクリニック（農林水産部林産振興室）
対象団体名（関係所属）	有限会社藤義運輸（農林水産部林務管理課）	実地監査実施年月日	平成26年度大分県木材振興流通対策事業費補助金
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県力強い林業事業体育成事業費補助金	対象団体名（関係所属）	平成26年度医療提供体制施設整備事業費補助金
実地監査実施年月日	平成27年9月18日	実地監査実施年月日	平成27年10月22日
対象団体名（関係所属）	株式会社ナノ木材流通（農林水産部林産振興室）	対象団体名（関係所属）	おおいた森林組合（農林水産部森林整備室）
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県林業・木材産業構造改革事業補助金	財政的援助に係るもの	平成25年度大分県造林事業補助金
実地監査実施年月日	平成27年9月16日	実地監査実施年月日	平成26年度大分県造林事業補助金
対象団体名（関係所属）	材穂木材株式会社（農林水産部林産振興室）	財政的援助に係るもの	平成25年度大分県林業専用道（規格相当）整備事業費補助金
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県林業・木材産業構造改革事業補助金	実地監査実施年月日	平成25年度大分県林業再生路網整備事業費補助金
実地監査実施年月日	平成27年9月15日	対象団体名（関係所属）	平成26年度大分県力強い林業事業体育成事業費補助金
対象団体名（関係所属）	株式会社伊万里木材市場（農林水産部林産振興室）	財政的援助に係るもの	平成28年1月21日
財政的援助に係るもの	平成25年度大分県林業・木材産業構造改革事業補助金	実地監査実施年月日	佐伯広域森林組合（農林水産部森林整備室）
実地監査実施年月日	平成27年10月21日	対象団体名（関係所属）	平成25年度大分県造林事業補助金
対象団体名（関係所属）	アールイー大分株式会社（農林水産部林産振興室）	財政的援助に係るもの	平成26年度大分県造林事業補助金
財政的援助に係るもの	平成25年度大分県林業・木材産業構造改革事業補助金	実地監査実施年月日	平成26年度大分県林業専用道（規格相当）整備事業費補助金
実地監査実施年月日	平成27年10月20日	対象団体名（関係所属）	平成26年度荒廃人工林緊急整備関係事業費補助金
対象団体名（関係所属）	医療法人聖陵会（農林水産部林産振興室）	財政的援助に係るもの	平成28年1月14日
財政的援助に係るもの	平成26年度大分県林業・木材産業構造改革事業補助金	実地監査実施年月日	大分県高等学校体育連盟（教育庁体育保健課）
実地監査実施年月日	平成27年10月2日	対象団体名（関係所属）	

財政的援助に係るもの	平成26年度全国及び九州地区学校体育大会参加費補助金 平成26年度各種体育大会補助金
実地監査実施年月日	平成27年12月15日

3 監査の主眼

財政的援助を与えているものの資金収支に着目した監査を行うほか、次の事項について重点的に監査した。

- (1) 出資しているもの 資産管理の状況
- (2) 補助金等を交付しているもの 補助事業等の実績と効果
- (3) 公の施設の実地監査を行っているもの 基本協定の履行状況
- 4 その他

(1) 実地監査の概要

財政的援助団体等監査における実地監査は、対象団体等の事務所又は出納その他の事務の執行に関する書類等が保管されている場所において、当該監査実施場所に存する対象団体等の作成又は保存している関係書類等のうち、財政的援助等に関する書類等の一部等を抽出することにより、財政的援助等にかかる執行の事実を確認する方法により実施した。

(2) 監査結果の概要

監査の結果に記載された指摘事項及び注意事項の区分は、次に掲げるところによる。
ア 指摘事項 違法（財政的援助等に係る条件等及び対象団体等の内部基準に違反する事項を含む。）又は不当な事項でその程度が重大なもの、故意又は重大な過失が認められるもの、事務処理等が著しく適正を欠くもの
イ 注意事項 違法又は不当な事項でその程度が比較的軽微なもの、過失が認められるもの、事務処理等が適正を欠くもの

第2 監査の結果

監査委員の監査の結果は、次に掲げるとおりである。

対象団体等	公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（企画振興部政策企画課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	公立大学法人大分県立看護科学大学（福祉保健部医療政策課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	公益財団法人大分県産業創造機構（商工労働部工業振興課）

監査結果	(注意事項) 年度未時点でも未払となっていた諸謝金の一部について、管理費（諸謝金）及び未払金として計上されていない事例及び減価償却費の計算が誤っていた事例が認められたので、適正に処理することともに、今後注意されたい。
対象団体等 監査結果	大分県土地開発公社（土木建築部用地対策課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	大分県住宅供給公社（土木建築部建築住宅課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団（企画振興部芸術文化スポーツ局芸術文化振興課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	大分ブランドクリエイト株式会社（商工労働部商業・サービス振興課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	公益社団法人大分県漁業公社（農林水産部水産振興課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	公益財団法人大分県建設技術センター（土木建築部建設政策課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	公益財団法人暴力追放大分県民会議（警察本部組織犯罪対策課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	公益社団法人大分県農業農村振興公社（農林水産部農地農振室） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	大分航空ターミナル株式会社（企画振興部観光・地域局交通政策課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	ピーコングラザ共同事業体（企画振興部観光・地域局観光・地域振興課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	社会福祉法人大分県聴覚障害者協会（福祉保健部障害福祉課） 特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等 監査結果	株式会社サンリオエンターテインメント（土木建築部公園・生活排水課）

監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	大分県商工会連合会（商工労働部商工労働企画課）	対象団体等	学校法人田中学園（福祉保健部子ども子育て支援課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	日田商工会議所（商工労働部商工労働企画課）	対象団体等	学校法人得丸学園（福祉保健部子ども子育て支援課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	津久見商工会議所（商工労働部商工労働企画課）	対象団体等	社会福祉法人一燈園（福祉保健部高齢者福祉課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	竹田商工会議所（商工労働部商工労働企画課）	対象団体等	社会福祉法人豊寿会（福祉保健部高齢者福祉課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	（指摘事項） 軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県費補助金において、入居者本人からの徴収額の算定を誤ったために、補助金が過大に交付されていた事例が認められたので、適正に処理するとともに、今後厳重に注意されたい。
対象団体等	豊後高田商工会議所（商工労働部商工労働企画課）	対象団体等	ハナマル食品株式会社（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	（注意事項） 小規模事業経営支援事業において、記帳専任職員に補助対象外の職務を兼任させたにもかかわらず、兼任割合が考慮されることなく補助金が交付されていた事例が認められたので、今後、注意されたい。	対象団体等	海へ株式会社（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人後藤学園（生活環境部私学振興・青少年課）	対象団体等	大分大山町農業協同組合（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人大分高等学校（生活環境部私学振興・青少年課）	対象団体等	有限会社成美（企画振興部観光・地域局地域活力応援室）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人溝部学園（生活環境部私学振興・青少年課）	対象団体等	大分空港利用促進期成会（企画振興部観光・地域局交通政策課）
監査結果	（注意事項） 大分県私立学校耐震化推進事業費補助金において、実施設計に係る補助対象経費の算出を誤ったために補助金が過大に交付されていたので、適正に処理するとともに、今後注意されたい。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人稲葉学園（生活環境部私学振興・青少年課）	対象団体等	株式会社エービス（商工労働部経営金融支援室）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人府内学園（福祉保健部子ども子育て支援課）	対象団体等	株式会社九州コクボ（商工労働部企業立地推進課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人ルナ幼稚園（福祉保健部子ども子育て支援課）	対象団体等	ホンダ太陽株式会社（商工労働部企業立地推進課）
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。	監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	学校法人栄昌学園（福祉保健部子ども子育て支援課）		

対象団体等	有限会社共立精巧(商工労働部企業立地推進課)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	公益社団法人大分県野菜協会(農林水産部園芸振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	有限会社藤義運輸(農林水産部林務管理課)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	株式会社ナング木材流通(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	材惣木材株式会社(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	株式会社伊万里木材市場(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	アールイー大分株式会社(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	医療法人聖陵会(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	九州丸和林業株式会社(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	社会医療法人財団天心堂(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	社会福祉法人別府光の園(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	医療法人まつぎクリニック(農林水産部林産振興室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	おおいいた森林組合(農林水産部森林整備室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	佐伯広域森林組合(農林水産部森林整備室)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。
対象団体等	大分県高等学校体育連盟(教育庁体育保健課)
監査結果	特に指摘する事項は認められなかった。

~~~~~

監査委員公表第591号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人首藤慶史から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年3月31日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 大分県監査委員 | 米 | 濱 | 光 | 郎 |
| 大分県監査委員 | 柳 | 井 | 貞 | 美 |
| 大分県監査委員 | 御 | 手 | 吉 | 生 |
| 大分県監査委員 | 玉 | 田 | 輝 | 義 |

平成 27 年度  
包括外部監査結果報告書

試験研究機関について

平成 28 年 3 月  
大分県包括外部監査人

首藤 慶史

目次

|                                     |    |
|-------------------------------------|----|
| 第 1 部 外部監査の概要                       | 1  |
| 第 1. 外部監査の種類                        | 1  |
| 第 2. 選定した特定の事件（テーマ）                 | 1  |
| 第 3. 監査対象年度                         | 1  |
| 第 4. 監査対象部局                         | 1  |
| 第 5. 監査実施期間                         | 1  |
| 第 6. 特定の事件として選定した理由                 | 1  |
| 第 7. 監査の着眼点                         | 2  |
| 第 8. 主な監査手続                         | 2  |
| 第 9. 監査従事者の資格及び氏名                   | 3  |
| 第 10. 利害関係                          | 3  |
| 第 2 部 試験研究機関の概要                     | 6  |
| 第 1. 試験研究機関の概要（全機関）                 | 6  |
| 第 2. 各試験研究機関の業務内容                   | 7  |
| 第 3. 大分県内の産業の状況                     | 12 |
| 第 3 部 大分県の試験研究機関全体に共通する監査結果及び意見     | 14 |
| 第 1. 平成 16 年度の包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況 | 14 |
| 第 2. 試験研究機関と地方創生                    | 14 |
| 第 3. 大分県における試験研究機関のあり方と地方独立行政法人化の検討 | 18 |
| 第 4. 研究全般マネジメントプロセス                 | 21 |
| 第 5. 研究業務管理とコストマネジメント               | 23 |
| 第 6. 産学官または広域連携による研究                | 28 |
| 第 7. 3 センターの連携による全庁効率的な組織運営         | 31 |
| 1. センターの組織変更（統廃合）について               | 31 |
| 2. 3 センターの連携の強化と管理業務の共通化について        | 33 |
| 第 8. 情報セキュリティマネジメント                 | 35 |
| 第 4 部 試験研究機関ごとの監査結果及び意見             | 39 |
| 第 1. 衛生環境研究センター                     | 39 |
| 1. 概要                               | 39 |
| 2. 監査の結果                            | 43 |
| 2.1 研究開発管理事務                        | 43 |
| 2.2 収納事務                            | 43 |
| 2.3 支出事務                            | 43 |
| 2.4 委託契約事務                          | 43 |

|     |                     |    |
|-----|---------------------|----|
| 2.5 | 財産の管理事務             | 45 |
| 2.6 | 毒劇物等の管理事務           | 45 |
| 2.7 | 情報セキュリティ            | 46 |
| 2.8 | その他                 | 46 |
| 3.  | 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 | 46 |
| 3.1 | 研究開発管理事務            | 46 |
| 3.2 | 収納事務                | 52 |
| 3.3 | 支出事務                | 52 |
| 3.4 | 委託契約事務              | 52 |
| 3.5 | 財産の管理事務             | 53 |
| 3.6 | 毒劇物等の管理事務           | 55 |
| 3.7 | 情報セキュリティ            | 56 |
| 3.8 | その他                 | 57 |
| 第2. | 産業科学技術センター          | 64 |
| 1.  | 概要                  | 64 |
| 2.  | 監査の結果               | 69 |
| 2.1 | 研究開発管理事務            | 69 |
| 2.2 | 収納事務                | 69 |
| 2.3 | 支出事務                | 69 |
| 2.4 | 委託契約事務              | 70 |
| 2.5 | 財産の管理事務             | 71 |
| 2.6 | 毒劇物等の管理事務           | 71 |
| 2.7 | 情報セキュリティ            | 72 |
| 2.8 | その他                 | 72 |
| 3.  | 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 | 72 |
| 3.1 | 研究開発管理事務            | 72 |
| 3.2 | 収納事務                | 82 |
| 3.3 | 支出事務                | 86 |
| 3.4 | 委託契約事務              | 87 |
| 3.5 | 財産の管理事務             | 87 |
| 3.6 | 毒物及び劇物等の管理事務        | 89 |
| 3.7 | 情報セキュリティ            | 90 |
| 3.8 | その他                 | 91 |
| 第3. | 農林水産研究指導センター        | 95 |
| 【1】 | 農林水産研究指導センター        | 95 |
| 1.  | 概要                  | 95 |

|     |                                            |     |
|-----|--------------------------------------------|-----|
| 2.  | 監査の結果（農林水産研究指導センター全体に共通する事項）               | 97  |
| 3.  | 包括外部監査の結果に添えて提出する意見（農林水産研究指導センター全体に共通する事項） | 97  |
| 3.1 | 研究開発管理事務                                   | 97  |
| 3.2 | 収納事務                                       | 115 |
| 3.3 | 支出事務                                       | 116 |
| 3.4 | 委託契約事務                                     | 116 |
| 3.5 | 財産の管理事務                                    | 116 |
| 3.6 | 毒劇物等の管理事務                                  | 116 |
| 3.7 | 情報セキュリティ                                   | 116 |
| 3.8 | その他                                        | 118 |
| 【2】 | 農業研究部（水田農業グループ・果樹グループ・花きグループを含む）           | 119 |
| 1.  | 概要                                         | 119 |
| 2.  | 監査の結果                                      | 126 |
| 2.1 | 研究開発管理事務                                   | 126 |
| 2.2 | 収納事務                                       | 126 |
| 2.3 | 支出事務                                       | 126 |
| 2.4 | 委託契約事務                                     | 126 |
| 2.5 | 財産の管理事務                                    | 127 |
| 2.6 | 毒劇物等の管理事務                                  | 128 |
| 2.7 | 情報セキュリティ                                   | 128 |
| 2.8 | その他                                        | 128 |
| 3.  | 包括外部監査の結果に添えて提出する意見                        | 128 |
| 3.1 | 研究開発管理事務                                   | 128 |
| 3.2 | 収納事務                                       | 128 |
| 3.3 | 支出事務                                       | 128 |
| 3.4 | 委託契約事務                                     | 129 |
| 3.5 | 財産の管理事務                                    | 130 |
| 3.6 | 毒劇物等の管理事務                                  | 131 |
| 3.7 | 情報セキュリティ                                   | 132 |
| 【3】 | 畜産研究部                                      | 133 |
| 1.  | 概要                                         | 133 |
| 2.  | 監査の結果                                      | 136 |
| 2.1 | 研究開発管理事務                                   | 136 |
| 2.2 | 収納事務                                       | 136 |
| 2.3 | 支出事務                                       | 137 |

|     |                                  |     |
|-----|----------------------------------|-----|
| 2.4 | 委託契約事務                           | 137 |
| 2.5 | 財産の管理事務                          | 137 |
| 2.6 | 毒劇物等の管理事務                        | 138 |
| 2.7 | 情報セキュリティ                         | 138 |
| 2.8 | その他                              | 138 |
| 3.  | 包括外部監査の結果に添えて提出する意見              | 139 |
| 3.1 | 研究開発管理事務                         | 139 |
| 3.2 | 収納事務                             | 139 |
| 3.3 | 支出事務                             | 140 |
| 3.4 | 委託契約事務                           | 141 |
| 3.5 | 財産の管理事務                          | 141 |
| 3.6 | 毒物及び劇物等の管理事務                     | 142 |
| 3.7 | 情報セキュリティ                         | 142 |
| 3.8 | その他                              | 142 |
|     | <b>【4】 林業研究部 (きのこグループを含む)</b>    | 144 |
| 1.  | 概要                               | 144 |
| 2.  | 監査の結果                            | 147 |
| 2.1 | 研究開発管理事務                         | 147 |
| 2.2 | 収納事務                             | 148 |
| 2.3 | 支出事務                             | 148 |
| 2.4 | 委託契約事務                           | 148 |
| 2.5 | 財産の管理事務                          | 149 |
| 2.6 | 毒劇物等の管理事務                        | 150 |
| 2.7 | 情報セキュリティ                         | 150 |
| 2.8 | その他                              | 150 |
| 3.  | 包括外部監査の結果に添えて提出する意見              | 151 |
| 3.1 | 研究開発管理事務                         | 151 |
| 3.2 | 収納事務                             | 152 |
| 3.3 | 支出事務                             | 152 |
| 3.4 | 委託契約事務                           | 153 |
| 3.5 | 財産の管理事務                          | 153 |
| 3.6 | 毒物及び劇物等の管理事務                     | 154 |
| 3.7 | 情報セキュリティ                         | 155 |
| 3.8 | その他                              | 155 |
|     | <b>【5】 水産研究部 (浅海・内水面グループを含む)</b> | 156 |
| 1.  | 概要                               | 156 |

|     |                     |     |
|-----|---------------------|-----|
| 2.  | 監査の結果               | 160 |
| 2.1 | 研究開発管理事務            | 160 |
| 2.2 | 収納事務                | 160 |
| 2.3 | 支出事務                | 161 |
| 2.4 | 委託契約事務              | 161 |
| 2.5 | 財産の管理事務             | 162 |
| 2.6 | 毒劇物等の管理事務           | 162 |
| 2.7 | 情報セキュリティ            | 163 |
| 2.8 | その他                 | 163 |
| 3.  | 包括外部監査の結果に添えて提出する意見 | 163 |
| 3.1 | 研究開発管理事務            | 163 |
| 3.2 | 収納事務                | 164 |
| 3.3 | 支出事務                | 164 |
| 3.4 | 委託契約事務              | 165 |
| 3.5 | 財産の管理事務             | 166 |
| 3.6 | 毒物及び劇物等の管理事務        | 167 |
| 3.7 | 情報セキュリティ            | 167 |
| 3.8 | その他                 | 168 |

**第1部 外部監査の概要**

**第1. 外部監査の種類**

自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

**第2. 選定した特定の事件(テーマ)**

試験研究機関について

**第3. 監査対象年度**

平成26年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)。ただし、必要に応じて過年度まで遡及するとともに、平成27年度の一部についても監査の対象とした。

**第4. 監査対象部局**

衛生環境研究センター、産業科学技術センター、農林水産研究指導センター(各研究部・グループを含む)

**第5. 監査実施期間**

平成27年6月1日から平成28年3月31日まで

**第6. 特定の事件として選定した理由**

大分県は、衛生環境研究センター、産業科学技術センター、農林水産研究指導センターという大きく3つの試験研究機関を有しており、当該専門領域において試験、研究、技術開発等を通じて、産業の育成及び振興を図るとともに、県民生活の向上や衛生環境の確保等に寄与してきたところである。

また、「大分県行財政高度化指針」に基づいて、持続可能な行財政基盤を構築するための行財政改革を継続的に実施しており、その重点施策の一つである「多様な主体とのパートナーシップの構築」の一環として、試験研究や技術開発の側面において大学との協働や産学官連携の推進を更に取り組んできたところである。

大分県においては、平成16年度において同様の事件に関する包括外部監査が実施されたことがあるが、それから10年以上の時が経過し、大分県における組織構造の変化や社会経済情勢の変化等によるニーズの多様化により、現況下において県民生活の向上に資する産業振興等を通じた地方創生は一つの重要課題として位置づけられており、具の試験研究機関が果たすべき役割は更に重要性が高まっているところである。

近年の激しい財政環境下において、中長期的視点に立脚した試験研究機関の運営を有効かつ効率的に行うためには、適切な財務事務の執行と計画的、組織的かつ効率的な組織運営を行うとともに、研究等の成果を産業振興等に反映していくための適切な事業の管理が行われなければならない。

そこで、平成16年度の包括外部監査結果の措置状況を確認するとともに、現況下における試験研究機関の業務が産業振興や県民生活の向上のための研究成果として結実し、その成果が効果的に価値を創出しているかどうか等について、合規性、経済性、効率性ならびに有効性の側面で検討することは、現況の評価を行うとともに今後の試験研究機関のあり方に係る有用な情報を提供しようるものであると考える、本年度の監査対象事件とした。

**第7. 監査の着眼点**

- (1) 試験研究機関とその組織運営は県の基本方針や計画に合致しているか。
- (2) 試験研究機関の運営方針や事業は県民や産業のニーズに符合したものであるか。
- (3) 他の行政機関との連携等により合理的かつ効率的に試験研究が行われているか。
- (4) 試験研究の業績評価は事前と事後ともに適切に行われているか。
- (5) 試験研究の進捗及びプロセスの管理は適切に行われているか。
- (6) 試験研究成果が効果的に産業や市場に還元され、事業価値を創出しているか。
- (7) 収納事務は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか。
- (8) 支出事務及び契約事務は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか。
- (9) 個別の支出は試験研究目的に合致したものであり、有効性が認められるか。
- (10) 研究プロジェクトごとのコストマネジメントは合理的に行われているか。
- (11) 財産管理は法令等に準拠し、適切かつ効率的に行われているか。
- (12) 購入物品と借用物品は目的適合性があり、有効に活用されているか。
- (13) 知的財産権の取得や管理方針は適切で、有効に活用されているか。
- (14) 試験研究に係る情報システムの利活用は戦略的に行われているか。
- (15) 試験研究に係る情報セキュリティの方針は適切で有効に行われているか。
- (16) 研究員の人材マネジメントが適切に行われ、研究員の評価基準は合理的であるか。

**第8. 主な監査手続**

- (1) 関連する法令・条例・規則等の閲覧
- (2) 財務事務及び組織運営等についての概要把握及び関連書類の閲覧
- (3) 各試験研究機関の視察
- (4) 個別研究課題の選定及び成果の評価に関する検討
- (5) 収納事務・支出事務の検討
- (6) 人件費の検討
- (7) 委託契約事務の検討
- (8) 知的財産管理の適切性の検討
- (9) 一部の固定資産・備品・貯蔵品(薬品等)の現物確認
- (10) その他、監査の実施過程において必要と認めた手続



第9. 監査従事者の資格及び氏名

| 区分      | 資格    | 氏名   |
|---------|-------|------|
| 包括外部監査人 | 公認会計士 | 首藤慶史 |
| 補助者     | 公認会計士 | 伊藤次男 |
| 補助者     | 公認会計士 | 宮崎健  |
| 補助者     | 公認会計士 | 藤井順  |
| 補助者     | 公認会計士 | 菅菅豪邦 |
| 補助者     | 公認会計士 | 西郷信隆 |
| 補助者     | 公認会計士 | 持田千恵 |

第10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

【本報告書における記載内容の注意事項】

- 「外部監査の結果」と「意見」  
 「外部監査の結果」…地方自治法第252条の37第5項に規定する外部監査の結果である。  
 「意見」…同法第252条の38第2項の規定に基づき、大分県の組織及び運営の合理化に資するため、外部監査の結果に関する報告に添えて提出する意見である。

・略称

本報告書で用いている略称は次のとおりである。

| 略称     | 正式名称及び内容等                                                                                                                                                                                 |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 自治法    | 地方自治法（昭和22年法律第67号）のこと。国と地方公共団体の役割分担の原則や地方公共団体に関する法令の立法、解釈・運用の原則等の他、地方公共団体の財政会計についての一般的なルール等が定められている。                                                                                      |
| 自治法施行令 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）のこと。地方自治法の規定により随意契約にすることができる場合や入札参加資格に関するルール等を定めている。                                                                                                                 |
| 会計規則   | 大分県会計規則（昭和49年大分県規則第10号）のこと。民法や自治法等に定めているものを除くほか、大分県の会計事務について必要な事項を定めている。                                                                                                                  |
| 契約事務規則 | 大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）のこと。上記の他、大分県の売買、貸借、請負その他の契約について必要な事項を定めている。                                                                                                                      |
| 公設試験   | 公設試験研究機関のこと。地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関で、試験研究および企業支援に関する業務を行う。近年は統合によるセンター化や独立行政法人化も進められている。                                                                                                 |
| 産総研    | 国立研究開発法人産業技術総合研究所のこと。日本の独立行政法人である国立研究開発法人の一つで、国立研究開発法人産業技術総合研究所法により「敏工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資すること」（第3条）を目的としている。 |

・用語  
専門用語については、可能な限り本文中で解説することに努めた。その他の本報告書で扱う用語の意味を以下に示す。なお、本報告書で使用されている用語について本文の内容の理解を助けるために作成したものであり、学術的・専門的な用語の定義を厳密に示したものはない。

| よみ               | 用語    | 定義                                                                                                                                                                       |
|------------------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| キーピー<br>アイ       | K P I | Key Performance Indicators の略。重要業績評価指標のこと<br>で、組織の目標達成の度合いを補助的に定義し評価するために基<br>礎となる計量的な指標のことをいう。                                                                          |
| フェイス<br>ビー<br>イー | V B A | Visual Basic for Applications の略。マイクロソフト社製の<br>Excel や Access、Word などのアプリケーション・ソフトウェア<br>の機能をカスタマイズしたり、拡張することができる言語であ<br>り、定型業務の自動化、省力化や自己の使用目的への最適化を図<br>るために使用するものをいう。 |

・端数処理  
報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、表中の総額と内訳の合計が一致しない場合がある。  
公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。そのため、端数処理が不明確な場合もある。

・報告書の数値等の出典  
報告書の数値等は、原則として大分県が公表している資料、あるいは監査対象とした組織から入手した資料を用いている。その場合には数値等の出典は明示していない。  
ただし、大分県以外が公表している資料あるいは監査対象とした組織から入手した資料以外の数値等を用いたもの、他の地方公共団体等の数値等を表示したものであるについては、その出典を明示している。

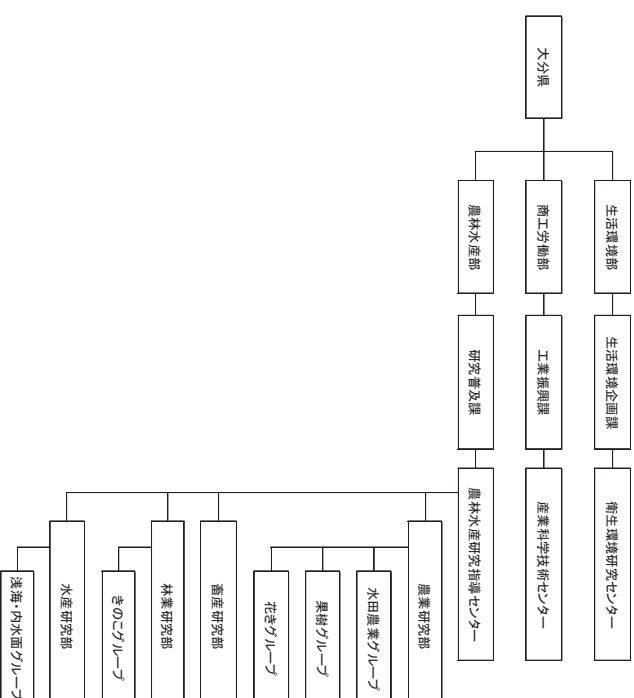
第2部 試験研究機関の概要

第1. 試験研究機関の概要 (全機関)

大分県における試験研究機関の位置づけ及び概要は次のとおりである。

平成 26 年度においては、試験研究機関全体で 381 名の人数 (平成 26 年 4 月 1 日現在) 及び、歳出決算額 11 億円の資源が投入されていることから、当該資源に見合った効果があげられているかどうかについて慎重かつ十分に検討することとした。

大分県は、衛生環境研究センター、産業科学技術センター、農林水産研究指導センターという、大きく 3 つの試験研究機関を有している。これらの大分県の組織上の位置づけは次のとおりである。



第2. 各試験研究機関の業務内容

衛生環境研究センター、産業科学技術センター、並びに農林水産研究指導センター及び所属する研究部の業務内容と人員数の要約は次のとおりである。

1. 衛生環境研究センター

| 主な業務内容                      | 人員数       |
|-----------------------------|-----------|
| ① 調査研究、精度管理及び研修指導の企画及び調整    | 事務 4 (1)  |
| ② 衛生及び環境情報の収集、解析及び広報        | 技術 26     |
| ③ 食品に含まれる有害物質、添加物、残留農薬の試験検査 | 労務 0      |
| ④ 乳幼児用衣類等家庭用品の試験検査          | 事務補佐 0    |
| ⑤ 残留農薬等に係る調査研究              | 非常勤 4     |
| ⑥ 自然毒の試験検査                  | 臨時 6      |
| ⑦ 感染症、食中毒の病原微生物検査           | 合計 40 (1) |
| ⑧ 食品の微生物検査                  |           |
| ⑨ 日本脳炎の流行予測調査               |           |
| ⑩ 川や海水浴場の細菌検査、レジオネラ等に係る調査研究 |           |
| ⑪ 大気汚染の常時監視や悪臭物質の測定         |           |
| ⑫ 有害大気汚染物質の調査               |           |
| ⑬ ダイオキシン類の分析                |           |
| ⑭ 大気汚染等に係る調査研究の常時監視         |           |
| ⑮ 酸性雨、環境放射能の調査              |           |
| ⑯ 海水、河川水、工場排水等の水質分析         |           |
| ⑰ 温泉の分析                     |           |
| ⑱ 廃棄物処理場からの排水に係る有害物質の分析     |           |
| ⑲ 水質汚濁に係る調査研究               |           |

(注) 人員数は平成27年5月1日現在の職員数  
( ) 書きは、次長が職員(事務)を兼務しているもの

2. 産業科学技術センター

| 主な業務内容                                                                                                                | 人員数       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ① 技術指導、企業訪問、依頼試験、機器貸付、企業技術研修、食品加工技術高度化研修、企業ニーズ対応型研究事業、ソフトデザイン商品創出支援事業など県内企業のものづくり活動に対する総合支援                           | 事務 12     |
| ② 技術シーズ創出型研究、経営研究、提案型技術開発委託研究事業、電磁応用技術活用推進事業など技術シーズの研究開発による県内企業の実用化・事業化支援                                             | 技術 43 (4) |
| ③ 県内外の大学、試験研究機関、支援機関等との多様な連携による企業支援、おおいのL S I クラスタ構想の実現に向けた支援、インキュベーター・ラボ「ものづくりラボラザリ」、おおいの食品オーブンラボ、研究成果の普及・広報、科学技術の振興 | 労務 0      |
| ④ 計量法に基づく検定、検査及び立入調査業務                                                                                                | 事務補佐 1    |
|                                                                                                                       | 非常勤 4     |
|                                                                                                                       | 臨時 2      |
|                                                                                                                       | 合計 62 (4) |

(注) 人員数は平成27年5月1日現在の職員数  
( ) 書きは農林水産研究指導センター林業研究部及び水産研究部の所属を別掲している。

3. 農林水産研究指導センター

(1) 農業研究部 (水田農業グループ・果樹グループ・花きグループ含む)

| 主な業務内容                      | 人員数       |
|-----------------------------|-----------|
| (農業研究部)                     | 農業研究部     |
| ① 土壌管理・施肥改善技術、土壌保全環境保全型農業技術 | 事務 8 (1)  |
| ② 病害虫の発生予測・防除技術、環境保全型農業技術   | 技術 45 (1) |
| ③ イチゴの品種育成・選定、栽培技術、パイオ技術    | 労務 3      |
| ④ ネギ・カンショ等の安定生産技術           | 事務補佐 1    |
| ⑤ トマト・ピーマン等の品種選定、栽培技術       | 非常勤 6     |
| ⑥ 茶の安定生産・高品質化技術             | 臨時 2      |
| 生産者に対する研修及び現地指導             | 合計 68 (2) |
| (水田農業グループ)                  | 水田農業グループ  |
| ① 稲・麦・大豆の品種育成、選定            | 事務 3      |
| ② 稲・麦・大豆の栽培技術、優良種子生産        | 技術 11     |
|                             | 労務 5      |
|                             | 事務補佐 0    |
|                             | 非常勤 0     |
|                             | 臨時 1      |
|                             | 合計 20     |

(3) 林業研究部 (きのこグループを含む)

| 主な業務内容                                                                                                  | 人員数                                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (果樹グループ)<br>① 温州ミカンの優良系統の選抜、栽培技術<br>カボス・中晩柑等の青種、優良系統の選抜、栽培技術<br>③ ナン・ブドウ等の優良系統の選抜、栽培技術<br>生産者に対する研修及び指導 | 果樹グループ<br>事務 1<br>技術 18<br>技能 2<br>労務 4<br>事務補佐 0<br>非常勤 3<br>臨時 0<br>合計 28 |
| (花きグループ)<br>① 花き類の青種、優良系統の選抜、栽培技術<br>② 生産者に対する研修及び現地指導                                                  | 花きグループ<br>事務 1<br>技術 9<br>技能 1<br>労務 1<br>事務補佐 0<br>非常勤 5<br>臨時 1<br>合計 18  |

(注) 人員数は平成27年5月1日現在の職員数

本部職員は、農業研究部に含まれている

事務の( ) 書きは、管理調整監が職員(事務)兼務しているもの  
技術の( ) 書きは、参事監が林業研究部と兼務しており林業研究部に別掲している

(2) 畜産研究部

| 主な業務内容                                                                                                                                                           | 人員数                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ① 肉用牛の改良増殖、種雄牛造成ならびに凍結精液の供給<br>② 肉用牛、乳用牛の飼養管理技術ならびに繁殖技術<br>③ 豚、家きんの青種ならびに飼養管理<br>④ 牧草及び飼料作物の系統選抜、栽培管理、貯蔵、自給飼料成分分析ならびに栄養対策<br>⑤ 畜産研修センターを併設し、畜産後継者や畜産関係者の技術研修会を開催 | 事務 5<br>技術 27<br>技能 15<br>労務 10<br>事務補佐 0<br>非常勤 7<br>臨時 1<br>合計 65 |

(注) 人員数は平成27年5月1日現在の職員数

(3) 林業研究部 (きのこグループを含む)

| 主な業務内容                                                                                                                                                                  | 人員数                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| (林業研究部)<br>① 森林整備(川上)から木製品開発(川下)までの試験研究及び普及指導<br>② 青種・育林の技術開発に関する試験研究<br>③ 環境を守る森林整備に関する試験研究<br>④ 県産材の需要拡大に関する試験研究<br>⑤ 普及指導、技術相談、技術研修、機械貸付、依頼試験                        | 林業研究部<br>事務 2<br>技術 14<br>技能 1<br>労務 1<br>事務補佐 0<br>非常勤 2<br>臨時 1<br>合計 21  |
| (きのこグループ)<br>① きのこ栽培技術ならびに遺伝・育種<br>② きのこの生理・生態ならびに病理・虫害<br>③ きのこの生産に関する経営<br>④ きのこの分類・同定<br>⑤ 研究成果の普及ならびに栽培技術の指導・研修<br>⑥ 情報収集及び提供<br>⑦ 関連機関及び団体との連絡調整<br>⑧ 一般県民に対する普及活動 | きのこグループ<br>事務 0<br>技術 9<br>技能 0<br>労務 1<br>事務補佐 1<br>非常勤 0<br>臨時 1<br>合計 11 |

(注) 人員数は平成27年5月1日現在の職員数

(4) 水産研究部 (浅海・内水面グループを含む)

| 主な業務内容                                                                                                                                                             | 人員数                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
| (水産研究部)<br>① 漁業の調査研究に関すること<br>② 漁業の生産及び技術指導に関すること<br>③ 水産動植物の増養殖に関すること<br>④ 漁業技術の改良普及に関すること<br>⑤ 水産動物の防疫等指導に関すること<br>⑥ 水産物の加工等水産物加工指導に関すること<br>⑦ その他水産業の技術指導に関すること | 水産研究部<br>事務 3<br>技術 24<br>技能 0<br>労務 0<br>事務補佐 0<br>非常勤 3<br>臨時 0<br>合計 30 |

| (浅海・内水面グループ)           |    |
|------------------------|----|
| ① 漁業の調査研究に関すること        | 2  |
| ② 漁業の生産及び技術指導に関すること    | 12 |
| ③ 水産動植物の増養殖に関すること      | 0  |
| ④ 漁業技術の改良普及に関すること      | 0  |
| ⑤ 水産動物の防疫等魚病指導に関すること   | 3  |
| ⑥ 水産物の加工等水産物加工指導に関すること | 1  |
| ⑦ その他水産業の改良発達に関すること    | 18 |
| 合計                     | 38 |

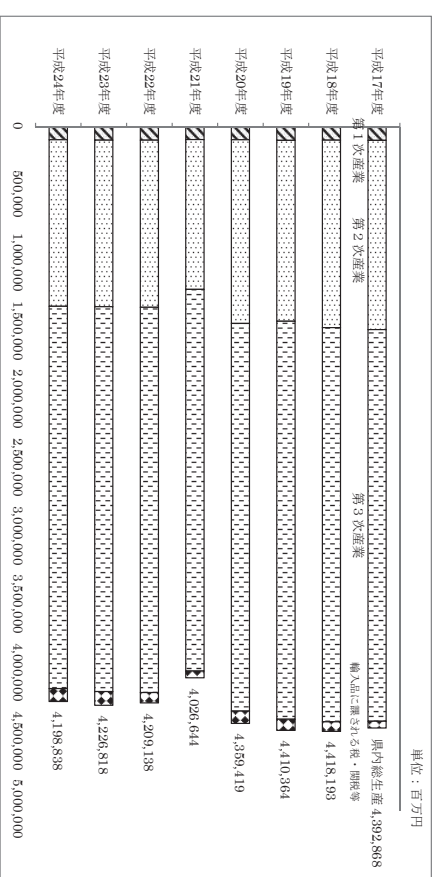
(注) 人員数は平成27年5月1日現在の職員数

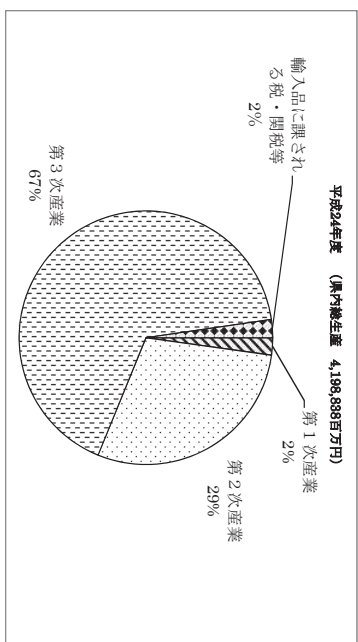
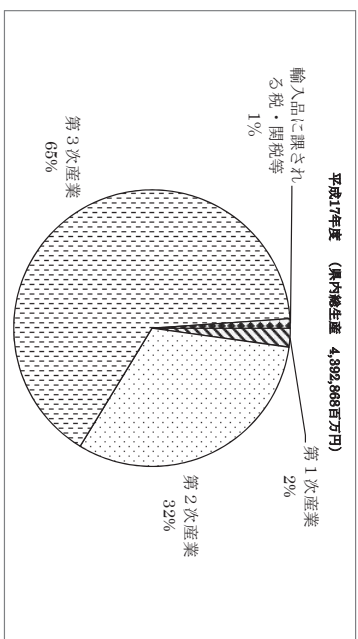
### 第3. 大分県内の産業の状況

現況下における試験研究機関の業務が、産業振興や県民生活の向上のための研究成果として結実し、その成果が効果的に価値を創出しているかどうか等について検討するうえで、試験研究機関が対象とする大分県内の産業の状況を把握・理解することが重要である。

したがって、平成17年度から平成24年度までの経済活動別の県内総生産の推移等を以下に記載している。

|                       | 平成17年度    | 平成18年度    | 平成19年度    | 平成20年度    | 平成21年度    | 平成22年度    | 平成23年度    | 平成24年度    |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 産業                 | 3,179,995 | 3,178,902 | 3,170,647 | 3,171,869 | 3,266,580 | 3,582,854 | 3,688,512 | 3,706,638 |
| 製造業                   | 3,038,522 | 3,037,419 | 3,028,522 | 3,029,032 | 3,124,032 | 3,438,032 | 3,542,032 | 3,560,638 |
| 建設業                   | 143,810   | 141,483   | 142,125   | 142,837   | 142,548   | 144,822   | 146,480   | 146,000   |
| 電気・ガス・水道業             | 1,121,250 | 1,074,646 | 1,066,419 | 1,092,177 | 1,076,007 | 981,810   | 962,491   | 969,232   |
| 卸売・小売業                | 248,149   | 281,722   | 282,238   | 292,488   | 297,085   | 229,488   | 242,118   | 236,692   |
| 飲食・宿泊業                | 151,974   | 154,687   | 148,331   | 147,629   | 144,039   | 153,420   | 140,439   | 133,632   |
| 金融・保険業                | 427,588   | 393,960   | 388,182   | 389,060   | 385,033   | 384,873   | 415,555   | 401,979   |
| 不動産業                  | 194,372   | 191,674   | 193,166   | 151,263   | 147,073   | 147,822   | 143,395   | 137,851   |
| 運輸業                   | 443,159   | 460,738   | 467,905   | 476,623   | 487,700   | 490,725   | 489,297   | 482,437   |
| 情報通信業                 | 184,649   | 192,184   | 190,084   | 190,084   | 164,646   | 184,800   | 197,370   | 180,341   |
| サービス業                 | 123,372   | 123,372   | 123,372   | 123,372   | 123,372   | 123,372   | 123,372   | 123,372   |
| 2. 政府・自治体・民間事業者による生産者 | 7,492,492 | 7,492,492 | 7,492,492 | 7,492,492 | 7,492,492 | 7,492,492 | 7,492,492 | 7,492,492 |
| 3. 対策行長間連携知一七生産者      | 473,121   | 472,051   | 473,121   | 472,051   | 473,121   | 472,051   | 473,121   | 472,051   |
| 4. 対策行長間連携知一七生産者      | 90,734    | 96,662    | 91,135    | 80,329    | 80,796    | 85,800    | 88,212    | 88,779    |
| 5. 輸入品に課税される農産物       | 73,482    | 94,931    | 109,492   | 129,725   | 75,386    | 97,466    | 123,919   | 116,567   |
| 6. (対策) 総産本邦産に課税農産物   | 23,584    | 25,353    | 28,848    | 35,150    | 24,888    | 21,982    | 23,618    | 21,727    |
| 7. 県内総生産(4+5+6)       | 4,392,888 | 4,418,193 | 4,410,864 | 4,359,419 | 4,026,644 | 4,209,138 | 4,228,818 | 4,198,338 |
| 第1次産業                 | 93,935    | 93,821    | 93,576    | 91,270    | 89,393    | 93,137    | 94,348    | 91,228    |
| 第2次産業                 | 1,384,632 | 1,271,086 | 1,323,266 | 1,342,442 | 1,095,640 | 1,224,068 | 1,216,024 | 1,171,245 |
| 第3次産業                 | 2,898,998 | 2,898,998 | 2,898,998 | 2,898,998 | 2,898,998 | 2,898,998 | 2,898,998 | 2,898,998 |
| 県内総生産                 | 4,392,888 | 4,418,193 | 4,410,864 | 4,359,419 | 4,026,644 | 4,209,138 | 4,228,818 | 4,198,338 |





平成24年度県内総生産(生産側)は名目で4兆1,988億円となっており、平成17年度のそれと比較すると、△1,940億円(△4.4%)となった。

構成別にみると、第1次産業が△41億円(△4.3%)、第2次産業が△1,667億円(△12.0%)、第3次産業が△678億円(△2.4%)であり、第2次産業の落ち込みが最も大きくなっている。

産業別に内訳をみると、第1次産業は林業がほぼ横ばいであるものの、農業が△17億円(△2.4%)、水産業が△24億円(△14.4%)と大きく減少している。

第2次産業は石油・石炭製品が+603億円(+119.9%)と大きく伸びたものの、電気機械△1,135億円(△45.9%)、鉄鋼△880億円(△49.0%)を筆頭に概ね減少傾向にある。

第3次産業は、住宅貸貸業を主とした不動産が+472億円(+10.9%)と伸びをみせているが、金融・保険業の△565億円(△29.1%)や卸売・小売業△255億円(△6.0%)を中心に減少傾向にある。

### 第3部 大分県の試験研究機関全体に共通する監査結果及び意見

#### 第1. 平成16年度の包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況

大分県の過去の包括外部監査のうち平成16年度に「試験研究機関の財務事務について」を特定の事件(テーマ)として監査が実施されている。

今年度の監査においてP1からP2に記載した理由により、平成16年度とほぼ同様の監査テーマを選定していることから、監査実施過程においては平成16年度の包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況を併せて確認することとした。

平成16年度の包括外部監査結果報告書においては、監査の結果と意見を明確に区分して記載していないことから、それらを区分して取り扱っていない。また、平成16年度以降、組織再編や変更によって当時と組織名称や範囲が異なる場合があるが、今回の監査現況において完全に廃止された組織に関する結果等については記載を省略し、結果等に関する当時の組織名称はそのまま記載するとともに当該組織の現況における措置状況として記載している。そして試験研究機関ごとに措置内容等が異なるものについては、第4部において試験研究機関ごとに措置状況を記載することとした。

なお、平成16年度の包括外部監査における結果及び意見については、非常に多くの結果、意見が記載されていることから、全ての結果及び意見に対する措置状況を記載すると、本年度に実施した監査の結果と添えて提出する意見が分かりづらくなると判断した。そのため、前回の監査結果等に対する措置状況が概ね良好である内容、あるいは、本年度の監査結果等に反映される内容でない場合には当該措置状況の記載を省略している。

したがって、前回の監査における結果及び意見に対する措置状況については、本年度の監査において結果及び添えて提出する意見として本報告書にとりまとめた内容に関連するものをそれらに併記する形式としたので、ここに付記する。

#### 第2. 試験研究機関と地方創生

大分県においては高齢化を伴った人口減少が予想されており、労働人口の減少が生じてしまうと、地域の経済規模を著しく縮小させ、所得の減少や行政サービスの質の低下等によって、人口流出を引き起こすおそれがある。そのような厳しい環境下においては今後、地域密着の産業分野に魅力のある仕事の場を創出するための施策として「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」を更に推進し、大分県産の地方創生をより具現化していく必要がある。その関連において、試験研究機関は地方創生のための一つの重点的な戦略項目といえることから、関連機関との連携を強化し、効果的かつ効率的な資源配分が重要であるが、国が定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載された後述する3つの取組と「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」の具体的な施策との関わりが明確に記載されていない。試験研究のための経営資源を最大限効率的かつ有効に生かす観点から、社会資本の有効活用とともに、試験研究の重複を避け、各試験研究機関の間での更なる連携の推進が望まれる。そのため各試験研究機関相互の情報共有、他県での好事例の収集や分析等、アイデアを出し合っており、県の産業振興等に寄与する試験研究を推進することが期待される。【意見 全般一1】

平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の「III. 今後の施策の方向 2. 政策パッケージ」によれば、新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進として、以下のように記載されている。

地方における若年世代の流出・人口減少を食い止めるためには、地域イノベーション等を通じた、新産業の創出や既存産業の高付加価値化を行い、働く場の創出、特に「やりがいのある」高付加価値産業を創出することが重要である。効果的な地域イノベーションの創出、さらには地域経済を担う中核企業の創出のためには、これまでの地域クラスター政策<sup>12</sup>の反省点を踏まえ、以下の 3 つの取組が必要である。

①フロンティア研究者<sup>13</sup>を中心としたドメインのシステム等を参考に、産業界、大学・研究機関、さらに、両者間で革新的技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」研究機関といったイノベーションに係る各主体の役割を明確化し、各主体のコミットメントを最大限引き出す。

②地域内に閉じがちで域外との連携が不十分だった反省を踏まえ、全国の資源を総動員して積極的に活用する。

③クロスセクター制度<sup>14</sup>の活用等により人材や技術を流動化させる。

このため、関係府省庁が連携して、ネットワークを見据えて全国レベルで革新的技術シーズを事業化につなぐ「橋渡し」機能、マッチング機能の強化による地域イノベーションを推進する。

具体的には、2015 年度には、都道府県等の公設試験研究機関（以下「公設試」という。）に独立行政法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）併任職員を配置する等を含む、公設試と産総研の連携による全国レベルでの「橋渡し」機能の強化や、戦略分野における産業専門家による全国レベルでのマッチングを実現する。また、「橋渡し」研究機関を活用した中堅・中小企業のイノベーションの支援の強化を通じて、公設試等と産総研が中堅・中小企業の研究機能を担うことにより、中堅・中小企業が先端技術活用による製品や生産方法の革新等を実現する仕組みを構築する。さらに、公設試等の「橋渡し」機能の強化を促すため、当該機能強化に取り組む公設試等に対し各種助成等の重点化を図る。加えて、中小企業等の戦略的知的財産活用のための支援体制を構築する。

また、各地域の大学・研究機関や企業には、その地域の特徴に応じた研究成果が存在しているため、全国の研究成果等の総結集や、人材や技術を流動化させる仕組み等により、各地域において地域特性を踏まえた地域の将来ビジョンに基づき研究施設等を核に大学、研究機関、企業が集積したイノベーション創出拠点を構築する。さらに、

12 中堅・中小企業と大学、研究機関等の連携を活用して、地域に新しい事業・産業が次々と生み出されるようなイノベーションの環境を整備することにより、競争優位を持つ広域的な産業集積の形成・発展を支援する政策。  
13 ドメインとは 67 分野、約 2 万 3 千人の職員を擁する欧州最大の応用研究を担う公的研究機関、産学の橋渡しを担う予算のうち約 4 割が企業からの資金。  
14 大学と公的研究機関等の産業界の機関と雇用契約関係を結び、どちらの機関においても正式な職員として活躍できる制度。

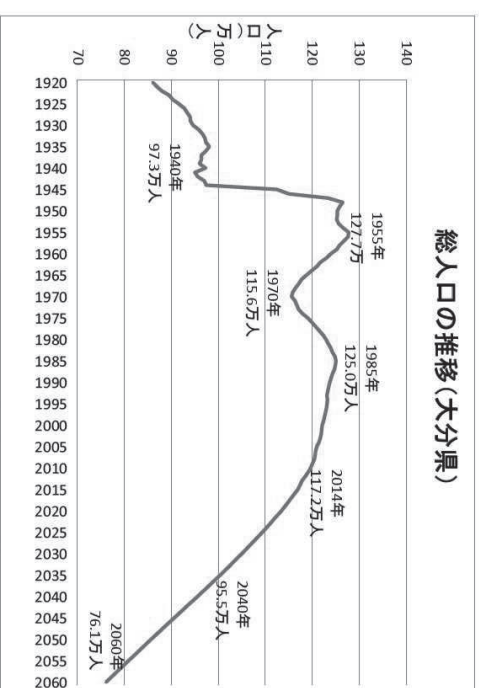
目利き人材による民間企業のニーズと大学等の研究成果等のマッチングを促進し、これらを通じ科学技術を活用した地域イノベーションを創出する。

大分県が平成 27 年 10 月に公表した「大分県人口ビジョン」によると、大分県の人口は、1955（昭和 30）年に約 128 万人のピークに達した後、高度経済成長期には、大都市圏への労働力流出によって減少している。また、1970（昭和 45）年からは、大分地区の新産業都市指定による企業誘致の進展等を背景として 1985（昭和 60）年までは上昇に転じたものの、その後は緩やかな減少が続いており、2014（平成 26）年現在で約 117 万人となっている。

国立社会保障・人口問題研究所（以下、「社人研」）推計では、今後人口減少はさらに加速し、2040（平成 52）年には約 96 万人にまで減少する（2014 年度比 18%減）とされている。

さらに、この社人研推計をもとに大分県独自で 2060（平成 72）年までの人口を推計すると、76 万人程度（2014 年度比 35%減）になると見込まれている。

### 総人口の推移（大分県）



このように高齢化を伴った人口減少は、大分県を含めた地域経済に対して、大きな重荷となることが強く懸念される。高齢化によって総人口の減少を上回る働き手人口の減少が生じてしまうと、地域の経済規模を著しく縮小させ、県民一人当たりの所得や社会・保障サービスの質の低下等を招き、地域からの更なる人口流出を引き起こすおそれがある。

このため、大分県は地域密着の産業である農林水産業や商工業、観光・ツーリズム等、様々な分野に魅力のある仕事の場を創出するための施策として、以下の12の具体的な施策(戦略)を「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」として設定している(詳細は、大分県ホームページ <http://www.pref.oita.jp/uploaded/attachment/1011357.pdf>を参照)。

- ① 農林水産業における構造改革の更なる加速
- ② 農林水産業におけるマーケティングの商品づくりの加速
- ③ 農林水産業における経営マインドを持った力強い担い手の確保・育成
- ④ 多様で厚みのある産業集積の推進
- ⑤ 未来に向けた戦略的・効果的な企業立地の推進
- ⑥ チャレンジする中小企業と創業の支援
- ⑦ 商業の活性化とサービス産業の革新
- ⑧ 急速に進化する情報通信技術の普及・活用
- ⑨ 産業人材の確保・育成とワーク・ライフ・バランスの推進
- ⑩ クリエイティブ産業への挑戦
- ⑪ 国内誘客の推進と海外誘客(インバウンド)の加速
- ⑫ おんせん県おいたの地域磨きと観光産業の振興

大分県の各試験研究機関は、それぞれの行政目的に従って試験研究業務を遂行しており、必要に応じて国の研究機関や大分大学等の教育研究機関等の産学官連携を図りながら研究活動に取り組んでいる。

また、衛生環境研究センター、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センターは、相互に測定機器の利用や基礎情報を提供しており、連携が図られているところである。大分県の試験研究に利用できる資源を最大限にかつ効率的に生かす観点から、試験研究の重複を避け、各試験研究機関で連携が可能な課題については、更なる連携の推進が望まれる。そのため各試験研究機関相互の情報共有、他県での好事例の収集や分析等、アイデアを出し合って試験研究を推進することが期待される。

なお、冒頭の国が定める「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載された3つの取組(①産業界、大学・研究機関、両者間で技術シーズを事業化につなげる「橋渡し」研究機関の役割明確化、②地域内にとどまらない全国の資源活用、③人材・技術の流動化の促進)と「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」の具体的施策との関わりが明確に記載されていない。このため、今後、大分県総合戦略の実行に際しては、国が掲げる取組にどのように対応しているのかを十分に説明できるようにしておく必要がある。

### 第3. 大分県における試験研究機関のあり方と地方独立行政法人化の検討

国と地方公設試との連携による全国レベルでの「橋渡し」機能の強化や、戦略分野における産業専門家による全国レベルでのマッチング等の推進など、県を超えたままの広域連携・役割分担が求められる中、大分県の試験研究機関の役割や機能のあり方、特に果たすべき使命や役割、実施すべき事業領域、業務の集中化・効率化、他機関との連携強化に向けた組織や業務執行のあり姿などを再検討することが有用と考えられる。【意見 全般-2】

さらに地方独立行政法人化に関しては、最小支出で最大効果を実現するという行政や経営の大原則に従って、更に管理プロセスやコストパフォーマンスを深化させ、費用対効果の高まりや積極的な外部資金の獲得の推進によって独立採算的なアプローチを強化していくことなどで、試験研究の運営の自主性・自律性が高まり、機動的・効果的かつ透明性のある業務運営を確保することが可能になると考えられるため、今後マッチトやデマリットを総合的に勘案しつつ、大分県としての地方創生に向けた試験研究機関の戦略性や組織のあり方をブラウンニングし実行していくためのアプローチとして、地方独立行政法人化に関するプロジェクトチームなどを組成し、期限を区切って組織横断的に検討することが望まれる。

【意見 全般-3】

地方独立行政法人化が困難と判断された場合であっても、同様の目的を達成するためのマネジメントのあり方や財源確保の方法などを継続的に検討することが望まれる。

【意見 全般-4】

大分県では、「大分県行政高度化指針」に基づいて、持続可能な行政基盤を構築するための行政改革を継続的に実施しており、その重点施策の一つである「多様な主体とのパートナーシップの構築」の一環として、試験研究や技術開発の側面において大学との協働や産学官連携の更なる推進に取り組んできたところである。

このような中、産地間競争の激化、担い手の減少・従事者の高齢化等、厳しさを増す地域産業の状況から、県民生活の向上に資する産業振興等を通じた地方創生は一つの重要課題として位置づけられている。また、県民の安心・安全や環境資源問題等の試験研究ニーズが多様化しており、このような環境の下で、厳しい財政状況と行政のスリム化・効率化の観点も踏まえた対応も行っていく必要がある。したがって、県の試験研究機関が果たすべき役割の重要性が更に高まっているといえる。

「第2. 試験研究機関と地方創生」で述べたように、国は、2015年度には、都道府県等の公設試に産総研併任職員を配置するといった、公設試と産総研の連携による全国レベルでの「橋渡し」機能の強化や、戦略分野における産業専門家による全国レベルでのマッチング等を実現する方針である。また、将来的な道州制の議論の本格化等により、県を超えたままの広域連携・役割分担が求められる中、大分県の試験研究機関の役割や機能のあり方を再検討することが有用と考えられる。

具体的には、①大分県の試験研究機関が果たすべき使命や役割の再確認、県が直接的に実施すべき事業領域の再検討(民間との役割分担を含む)、②試験研究に関連す



る業務の集中化・効率化、③国や他県の公設試との連携強化に向けた組織や業務執行のあるべき姿の検討、④業務の集中化等に対応した研究施設・人員のスリム化といった観点から、大分県の試験研究機関のあり方を検討（再整理）することが望まれる。

なお、上記の検討の過程で、試験研究機関の地方独立行政法人化についても以下のような効果を踏まえて検討する余地があると考ええる。

全国の地方独立行政法人化の事例からは、試験研究の運営の自主性・自律性が高まり、機動的・効率的かつ透明性のある業務運営を確保することが可能となる。これにより、試験研究成果の早期実現や効果の高まり、産業・衛生環境・農業・畜産業・林業・水産業のより一層の振興に貢献することが期待される。

また、大きく3つに分かれている大分県の試験研究機関を1つに集約・統合することにより、全分野の連携を更に強化し、大分県の「まち・ひと・しごと創生 大分県総合戦略」に定められた12の具体的な施策（戦略）の強力な推進に役立つことも考えられる。

さらに、最小支出で最大効果を実現するという行政や経営の大原則に立ち帰って試験研究機関のあるべき姿を考察した時、別で述べているコストマネジメント（行政コスト計算）の考え方や管理プロセスを新たに導入し、一般財源を投じて実施した試験研究の機動的価値とその成果によって実現した価値創出の実態を的確に把握し、それらのコストベネフィット（費用対効果）を測定し分析することは極めて基本的かつ重要な事項である。貴重な財源を投じて試験研究に取り組んだ成果を各機関に帰属し、その説明責任を十分に果たすためには、現状の個別の試験研究チーム別の予算実績対比や歳入歳出比較では不足しているといわざるをえない。また、県行政上の一般財源に基づいて予算執行される現行の枠組みでは、担当部局に所属する形で一般会計の一部としてその収支状況などが捉えられるため、独立採算制の強化や徹底にはつながりにくい側面もある。

この課題を解消するための選択肢として、地方独立行政法人化が挙げられるのである。地方独立行政法人化に伴い、試験研究機関に関わるコストを集約・見える化することにより説明責任を果たし、より効果的・効率的な試験研究を行うためのひとつの方策として、継続的に検討する価値があると考える。

検討の結果、地方独立行政法人化が困難と判断されたとしても、同様の目的を達成するための方法を継続的に検討することが望まれる。

なお、独立行政法人化は現状と比較してメリットとデメリットの双方が存在するのでは事案である。

独立行政法人化によって原則として独立採算制を図り、よりその採算性を改善、向上させていく必要性があることから、より厳格なコストパフォーマンスなどで実施諸料や研究による外部資金獲得等の収入の最大化を目指すために、市場のニーズや産業振興による付加価値の創出に直結する研究取組みがより促進されるような内部効果や、その実施価値の高い研究取組みによる成果を技術移転として波及還元することを通じ、市場での付加価値をより一層増大させていくことによって、結果として県民の富を押し上げる外部効果をも促進することにつながる。また、予算上の制約は存在するものの、組織構造の変革スピードを速めることが可能となり、研究員等の機動的な人事戦

略を図るなど、自律的で弾力的な組織を運営することにつながる。さらに、一部の一般事務や規程管理などの管理業務全般を共通化することによる関係人員の削減や共通化によるシナジーも期待でき、いわゆる6次産業化への対応もそのビジネスフローを網羅的に同一の組織で有機的・機動的に対応しやすくなることも考えられる。

一方で、3センターそれぞれを主管する部局が異なることから、実行役としての産業振興を促進するために立案されているアクションプランは知事部局が策定し、その重点品目や産業振興政策に符合する形で研究センターの方針や事業計画が作成されることから、多岐にわたる異なる主管部局との調整が現状よりも煩雑になる点や、知事部局の担当課や振興局等の出先機関との人事ローテーションの手続きの制約や困難性が生じる。そして、技術移転や普及体制という側面でも本格的に見直す必要性が生じることや、人員の給与等処遇の領域にも課題が多く想定される。さらに、農林水産研究指導センターの各研究部が地理的に離れているという立地上的課題や、原則としてニーズに基づいて試験研究を行う組織ではなく行政上の要請に基づき検査が主体の衛生環境研究センターが独立採算の考え方に合わない可能性が高い。

上述したように独立行政法人化はメリットとデメリットが多岐にわたって存在するため、現状のままがいいのか、独立行政法人化がいいのかを一概に論ずることはできない。しかし、経済的な意義も大きく、困難なミッションであるため独法化しないほうがいいと端的に結論付け、議論を終わらせることも好ましくはないと思われる。実際には、下記のとおり独立行政法人化に取り組んだ公設試の事例も少なくない。よって、試験研究機関の中長期的なあり方としてどこにプラドオリネを置くべきか、大分県の戦略が問われるところであり、何らかの検討プロジェクトを創設するなどして組織横断的に期限を区切り、果としてどのようにこの課題に対処していくべきかを継続的に検討する必要がある。

（上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果の概要）

| P | 平成16年度報告書の結果及び意見の概要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <p>平成16年4月に地方独立行政法人法が施行され、制度上は県の試験研究機関も国の試験研究機関と同様に独立行政法人へ移行することが可能となった。</p> <p>県の試験研究機関が独立行政法人へ移行するメリットとしては、目標管理による組織の効率化、独自財源の確保による予算及び人員の弾力化等があげられる。</p> <p>これらのメリットのうち、目標管理による組織の効率化については、組織の目標達成のために必要であり、独立行政法人化とは関係なく現行の組織形態においても必ず実施する必要がある。</p> <p>また、独自財源の確保による予算及び人員の弾力化についても、独立行政法人は独立採算を前提とするものではなく、一定の財源を施設団体である県から運営交付金として措置される。この点は、現行の組織形態と同様であり、独立行政法人化によって必ず独自財源を確保する必要があるわけではないが、各試験研究機関の経営努力によって独自財源を確保すれば、予算規模を拡大することができ、より多くの事業を実施することが可能となる。また、独立行政法人は予算や人事のある程度弾力的に運営できるため、機動性が求められる研究等に必要な予算や人員を集約的に投入することも可能となる。</p> <p>したがって、独自財源の確保による予算及び人員の弾力化という点では試験研究機関を独立行政法人化するメリットは大きいと言える。</p> <p>しかし、独自財源の確保を目的として知的財産権の取得や競争的研究資金の獲得を積極的に推進することは、県の試験研究機関が本来実施しなくてはならない県内企業、生産者等のニーズに基づいた実質的な分野から、県民のニーズから離れた分野への事業メニューをもち、かえって行政サービスの下をもちたおそれがある。独自財源の確保は行政サービスの低下をもたらさないように県民のニーズに基づき事業の延長線上で行なう必要がある。</p> <p>また、疫病予防のように県民の安全・安心にかかわる事業は、料金の徴収が難しいため財源確保に過ぎないが、財源確保や効率性を過度に重視することによって、このような行政上の必要性の高い事業が叫ばれないようにする必要がある。</p> <p>したがって、各試験研究機関が対象とする産業の特性や基本政策との連携を考慮したうえで、県</p> |

|  |                                                                                    |
|--|------------------------------------------------------------------------------------|
|  | の試験研究機関として果たすべき役割を明確にし、その役割のなかで独自財源を確保することや行政上の必要が強い事業との面立が可能であるかについて十分に検討する必要がある。 |
|--|------------------------------------------------------------------------------------|

(注) ・この意見に対する措置としては、独立行政法人化をしないも当時結論付けている。  
 ・一番左の欄の「P」は平成16年度の監査結果報告書に記載されたページ番号のことをさす(以下の記載についても同様とする)。

【参考】全国での試験研究機関の地方独立行政法人化の状況

| 年度     | 都道府県 | 実施状況                             |
|--------|------|----------------------------------|
| 平成18年度 | 東京都  | 東京都立産業技術研究センター【工業】               |
|        | 岩手県  | 岩手県工業技術センター【工業】                  |
| 平成19年度 | 鳥取県  | 鳥取県産業技術センター【工業】                  |
| 平成21年度 | 青森県  | 青森県産業技術センター【農林、水産、工業、食品】         |
|        | 山口県  | 山口県産業技術センター【工業】                  |
| 平成22年度 | 北海道  | 北海道立総合研究機構【環境、地質、工業、食品、農林、水産、建築】 |

#### 第4. 研究会やネットワーク

研究を研究員のみならず組織的に有効に推進し、よりよい成果を実現するため、適時な報告や情報の共有化によって研究プロセスや進捗などに対するミドルマネジメント機能を發揮していくことで、組織としての全体最適を実現していく必要がある。

【意見 全般-5】

また技術やノウハウを組織知として蓄積・醸成していくための方策を模索し実行することも重要であることから、それらを確実に組織の力として蓄積し、次の世代へ継承していくナレッジマネジメントの面でも、組織的にデザイナー・フロンティアのうえ実行し、ミドルマネジメントを通じて適切なコントロールのもとで有効に重要な組織目標を実現していく必要がある。

【意見 全般-6】

組織運営においては、担当者が主体的に業務を担うとともに、ミドルマネージャー(中間管理者)がその業務等を適切にコントロールして業務目標の実現を管理し、トップマネージャー(経営者)が組織全体の目標を実現していくことになる。組織としての成果を実現するためには、実務を担っていく業務担当者任せにならないように管

理を有効に機能させ、効果的かつ有効な業務履行を図ることで目標を実現していく必要がある。

研究領域においても同様であり、個別最適に陥りがちな当該領域において、研究員ができるだけ経済的かつ効果的にその推進を図るとともに、研究目的となる所期の成果をよりよいものに仕上げていくため、適切にそのプロセス及び進捗を適切なミドルマネジメント機能の發揮によって表現し、組織としての全体最適を実現していくことはとりわけ重要である。

研究プロセスや進捗状況を管理するのは、各「担当(チーム)」という組織において、その総括またはチームリーダーによるレビューやモニタリングのみならず、センター全体を俯瞰(ふかん)的にモニタリングし業務コーディネートすることが期待される企画や進捗の担当が、研究を実施する組織である各担当から定期的に報告を受けることで、研究状況の報告に基づき情報の共有化と適切なコーチング等のミドルマネジメント(中間機関による管理)をより發揮していくことが望まれる。

その面で「担当(チーム)」という組織の中で研究のモニタリングや進捗報告は実務レベルで行われているものの、その情報は各担当をセンター全体として取りまとめ「企画(進捗)担当」には報告されておらず、必ずしも情報共有されていない。そのため、技術シーズをスピーディに創出していくべき研究チームに対して、効果的かつ有効に推進していくためのプロセスや進捗にかかるミドルマネジメント機能が組織としてやや不十分な状況にあると考えられる。

つまり、年度途中の一定時期において研究の進捗状況が適時に報告され情報が共有化されるような仕組みでないと、年度途中において研究がそれぞれの担当任せになりかねず、担当総括と企画進捗担当、ひいてはトップマネジメントの主体である所長(センター長)とも情報共有されない可能性があり、研究の遅れや問題点の解決に向けたマネジメントの發揮が十分になされないおそれがある。そして、個人に帰属しがちな技術やノウハウを組織知として蓄積していくための方策を模索し実行するとともに、それらを確実に組織の力として次の世代へ継承していくようなものに構築するなど、継承ツールとしてのナレッジマネジメントのために必要なコントロールが組織的に十分發揮されない可能性も懸念され、これらは主にミドルマネジメントの發揮を通じて組織的かつ継続的に対応していく必要がある。

下記の表は、各研究領域や成果の移転を川上から川下までフェーズ分けし、それぞれのミッションとコントロールポイントを整理した一例である。それぞれの段階において、ミドルマネジメントのミッションと具体的なコントロールポイントを整理したうえで、担当総括と企画進捗担当とが有機的かつ効果的なマネジメントのあり方を考察するとともに、その実施主体、内容や頻度を明示したうえで更なる有効なマネジメントが実践されることが期待される。

| 試行研究期間の期 | 主な目的    | 主なエッセンス                                                             | コアコンポーネント(管理職員の期待)                                                  |
|----------|---------|---------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 研究開発準備   | 研究課題の明確 | 【研究開発準備】<br>- 研究課題の明確化<br>- 研究課題の優先順位<br>- 研究課題の優先順位<br>- 研究課題の優先順位 | 【研究開発準備】<br>- 研究課題の明確化<br>- 研究課題の優先順位<br>- 研究課題の優先順位<br>- 研究課題の優先順位 |
| 研究開発     | 研究開発の推進 | 【研究開発】<br>- 研究開発の推進<br>- 研究開発の推進<br>- 研究開発の推進                       | 【研究開発】<br>- 研究開発の推進<br>- 研究開発の推進<br>- 研究開発の推進                       |
| 研究開発の成果  | 研究開発の成果 | 【研究開発の成果】<br>- 研究開発の成果<br>- 研究開発の成果<br>- 研究開発の成果                    | 【研究開発の成果】<br>- 研究開発の成果<br>- 研究開発の成果<br>- 研究開発の成果                    |

第5. 研究業務管理とコストマネジメント

公設試においても民間と同様に経営資源の限界や制約があり、常に最小支出最大効果を発揮するという行政の基本原則が要求されることから、研究コストに対する研究成果と価値の創出との関係を合理的に立証する必要があるため、予算算外対象の研究に直接要する経費のみならず、研究員等の人件費相当額や過去に意思決定された機器等の資産を利用することにより発生する減価償却費も含めた研究に要した総コストを測定・集計することが必要である。【意見 全般一7】

上記のうち、研究人件費については、限られた研究開発の人的資源をどの分野にどのように入れば最大の効果が得られるかを見極め、最適なエフォート配分の実現を通じて、最適な経営資源の配分を行うことが重要であることから、実践されたエフォート、つまり合理的かつ効率的な手法による活動時間の記録と集計を通じて、その検証・評価を行い、その量的質的な分析や適切なマネジメント活動を通じて、3E(経済性、効率性、有効性)の視点をも具備した組織的な研究成果の実現に結び付けていくことが必要である。【意見 全般一8】

研究員の時間的な研究内容別・業務種類別などの活動記録の仕組みを導入するに当たっては、手書き等の一定の簡略的な形式により実施する方法なども考えられるが、書類を集約し集計する作業において人的労力を要し、また集計において誤謬が発生す

る可能性も考えられることから、「タイムレポート」等のコンピュータ情報システムを構築し、ワスターグループや報告定義などができるだけ負担が生じないように構築することで、コストマネジメントだけでなく、エフォートの適切な配分のための業務管理や組織的に有効な研究成果の実現に役立っていくことが望まれる。【意見 全般一9】

研究開発領域において、どのように業務管理を行うかは様々な考え方が存在し、研究開発コストマネジメントの捉え方も三者三様であることが一般的である。

そもそも研究開発コストの特質として、

- ・ 研究開発活動やコストの発生とその成果の把握や因果関係の特定が困難である。
- ・ 研究開発活動やコストの投入の成果が具現化するタイムリંગは将来である。
- ・ 必ずしも効率性を目標とした管理は妥当でないことが多く、良好な研究成果を実現するためには時として効率性が阻害要因になる場合があることから、研究員一人ひとりの創意工夫・意欲を引き出しつつ、研究に投入できる環境を用意することが望ましい。

このような考え方に立脚すると、研究の業務管理や厳格なコストマネジメントは本来的に好ましくなく、必要ではないとする考え方が存在していることも事実である。実際、多くの公設試において、研究開発課題に関連したコスト管理は研究課題の取組みに必要な予算化される消耗品等の需用費や機器等の備品購入費など、直接経費に限られてコストマネジメントが行われることが一般的であり、県の3センターにおいてもほぼ同様の状況である。この場合には、研究開発の課題ごとに要した研究員の人件費や機器を利用した減価償却費は集計されないことになる。

現状のコストの範囲は次のとおりとなっている。

(現状の研究等における行政コストの集計範囲)

| センター・業務  | 衛生環境研究センター |        | 産業科学技術センターの【研究】 | 農林水産研究指導センターの【研究】 |
|----------|------------|--------|-----------------|-------------------|
|          | 【研究】       | 【検査業務】 |                 |                   |
| コスト項目    |            |        |                 |                   |
| 直接経費     | ○          | ○      | ○               | ○                 |
| 設備・備品購入費 | ×          | ×      | ○               | ○                 |
| 減価償却費    | ×          | ○      | ×               | ×                 |
| 人件費      | ×          | ○      | ×               | ○                 |

なお現状では、人件費に「○」がについている内容についても、およその概算値によっており、実際に時間集計された実績に基づくものではない。

このように従来から、3つの試験研究センターのいずれにおいても、研究や検査業務に従事する研究員等の業務作業時間について、各人が何らかの形で業務内容別の作業時間を集計し報告するような仕組みは一切採用されていない。

しかしながら、研究開発機関に限らず、民間などにおいても同様のとおり、必ず予算上の制約がある。したがって、研究費のうち直接的に要することが見込まれる経費については予算要求が行われ手当てが行われるのであるが、現年で固定的に発生する研究員等の人件費や過去に意思決定された機器等の資産を利用することにより発生する減価償却費は、センターで直接予算要求するものではないことから、これらをコストの対象外とすることの合理性については検討する必要があると考えられる。

つまり、研究開発を有効に推進するためにコストアローチは有害になることも、ある側面では考えられるものの、一般財源を投入する公設試においても民間と同様に経営資源の限界や制約があり、常に最小支出最大効果を実現するという基本原則が要求されるため、コストを使うということに対する説明責任(アカウンタビリティ)が常に要求されるといえる。

また、人件費が事実上固定費であるにせよ、年度ごとに研究員に割り当てられる実理すべきミッションは一つでなく、複数の研究課題に加え、研究等の能力開発業務やセンター内の調整業務など多岐にわたることになる。その場合に、どのようなエフオート(人的努力や時間)で実施したかどうかによって、その経済的価値が変わるものである。つまり、効率化による費用節減という観点よりはむしろ計画・調整機能の充実とそのモニタリングによって、限られた研究開発資源をどの分野に投入すれば最大の効果が得られるのかを見極め、最適なエフオート配分の実現を通じて、最適な経営資源の配分を行うことに最も重要な意義がある。

この実現のためには、実践されたエフオート、つまり活動時間の記録がなければ、その検証・評価を行うことはできない。そしてその記録があれば、研究人件費のコストそのものの評価ができるのである。

よって、研究人件費については、限られた研究開発の人的資源の制約の中で、最適なエフオート配分の実現を通じて、最適な経営資源の配分を行うことが重要であり、実践されたエフオート、つまり合理的かつ効率的な手法による活動時間の記録と集計により現状を把握し、その検証・評価を行うことによって、その量的質的分析や適切なマネジメント活動を実施し、3Eの視点をも具備した組織的な研究成果の実現に結び付けていくことが必要である。

なお、具体的な業務管理手法やアローチは、大分県の平成25年度の包括外部監査の結果報告書において、「第14.組織体制、人材育成及び徴税費(9) 税務事務に対する業務管理手法の導入について」で記載している「意見14-9」が参考になると思われるので参照されたい。

研究員の時間的な研究内容別・業務種類別などの活動記録の仕組みを導入するに当たっては、手書き等の一定の簡略的な様式により実施する方法なども考えられるが、書類を集約し集計する作業において人的労力を要し、さらに集計において誤謬が発生する可能性も考えられる。よって、研究員が日々の業務を振り返り、その業務内容を「タイムレポート」のような形式で報告し、システムの的に一定の情報系処理によって還元資料が出力されるようなコンピュータ情報システムを構築することが合理的であると考えられる。

この導入によって、研究員の負担が増すとの懸念も想定されることであるが、一日の業務内容と実施時間を振り返り、研究計画や行動計画に従った業務時間を履行で

きているか、間接的な業務が不当に増大していないかどうかなどを顧みることを通じて、その入力作業をもって日次業務完了とすることをルーチンとすることには一定の意義があり、その登録が日々数分以内で終わるような仕組みで構築すれば大きな負担になるとはいえないと考えられる。そのためにも、システムの要件定義を行う上で、ユーザーインターフェースや報告定義などできるだけ負担が生じないようコストベネフィットに留意して構築することで、コストマネジメントだけでなく、エフオートの適切な配分のための業務管理や組織的に有効な研究成果の実現に役立っていくことが望まれるので、前向きな検討を期待する。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果の概要)

| P  | 平成16年度報告書の結果及び意見の概要                                                                                                                                                                                     |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 82 | 研究チーム毎のコスト管理は行われていない。試験研究機関の主要なコストは試験研究員の直接人件費及び試験設備の減価償却費であり、今後はこれらの費用を研究チーム別に配賦し、研究の費用対効果を測定してゆくことも必要となる。<br>追跡調査については制度開始直後であり実施されていないが、来年度からの実施に向けて研究チーム毎の成果後継状況や産業振興への寄与度をモニタリングする仕組みを整備してゆく必要がある。 |

(衛生環境研究センターにおける平成16年度監査の措置状況)

| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する | 現在の対応状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (当該措置状況は明らかでない。)     | 平成18年度の衛生環境研究センターのあり方検討委員会報告書に基づき見直しにより、平成19年度までに7名の人員削減を行うなど、組織体制を試験検査業務に重点を置いたものに改編するとともに、調査研究は検査手法の検討など、検査の高度化・迅速化等に主眼をおいた調査研究を実施している。<br>このような体制、状況の中で、<br>①検査、分析業務には幅広い作業、業務がある。準備作業としての前処置、精度管理等がある。また、検体の採取、捕集作業や機器のメンテナンス、試薬、消耗品の交換等もある。その作業、業務のための出張等もある。<br>②検査、分析の過程で調査研究のチームに結びつく状況、変化、チーム、語彙等は通常業務と調査研究の両方の業務にまたがっており、また、そのときにまたがることわからなくとも、後でまたがっていたと気づくことがある。<br>③検査、分析業務も一度に多くの観点、視点から求める対象となる物質(ウイルス、細菌等)を見つけ、見つけたら、今度は他の観点から分析、また、解析などに移行することや、担当する担当(班)が相互に横断的に関連することもある。<br>これらから、業務の時間管理に注意する意識が向けられると、本来の試験検査、分析、解析などの業務に集中できないことやそれ以上に本来の重要な変化や結果が出る瞬間、時間などへの注意、観察力が散漫になる懸念がある。これは結果を求めるとともに、県民の健康管理にも影響することも考えられる。<br>また、当センターの調査研究は、検査の高度化・迅速化等を図るもので、様々な条件等で評価することが必要となるため、一定の期間、年数が経過しなけ |

れば成果、効果が判断できないことが多い。  
 よって、通常の行政の事務処理とは異なる業務の際には気づかなかつたことが後で調査研究のテーマに関わることがあることに気づくなど、業務の時間の振り分け、配分を記録することは現時点では期待する効果よりも損なう成果が大きいと考える。

(産業科学技術センターにおける平成16年度監査の措置状況)

|                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する<br>県の措置状況                          | 現在の対応状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 効果的・効率的な研究を行うためには、費用対効果の測定は重要であり、適切な費用対効果の測定方法について検討する。 | 研究の費用対効果の測定方法に関しては、公設試の研究業務の費用対効果を数値化する試みや、NINDプロジェクトの費用対効果に関する考察などが散見される。しかし、これらは多くの不確実な仮定に基づく推計であったり、公設試の研究業務とは大きく性質の異なる国家プロジェクトに関するものである。また、研究成果の直接的な事業化以外にも、研究で得られた知見がその研究とは直接関係のない企業への技術指導・支援にも生かされている面もある。このように、研究成果(論文発表等)の経済的価値への換算は困難であると一般に認識されており、広く受け入れられるような研究の費用対効果の測定方法は存在しないのが現状である。<br>このため、センターでのテーマ毎の手算配分にあたっては現在、担当者からの提案時の概算見解に対して、研究評価委員会における見解額の評価を踏まえ、企画連携担当が費用対効果を意識しつつ全体調整を行い決定している。<br>今後も、研究の費用対効果測定に関する研究動向等を注視しながら、当センターでの研究の費用対効果を意識しつつ業務を遂行するように努める。 |

(農林水産研究指導センターにおける平成16年度監査の措置状況)

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する<br>県の措置状況 | 現在の対応状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| (当該措置状況は明らかでない。)               | 現状では研究テーマ毎に研究員の人件費や部用費等を研究コストとして事前に推計し、研究終了後の産出額の増加額を研究効果として推計して費用対効果を試算している。<br>しかし研究内容によっては生産コストの削減のための技術開発や、被害軽減のための技術開発のように産出額では研究効果を推計できない技術もある。また、産出額の公表は、当該年度の2年後になるため、研究終了後の事後評価調査には実績値の表記は行っていない。<br>研究効果の測定は、研究が終了し現地後継出来る技術として普及カードを作成した課題については、普及カードによる技術の普及状況に対するアンケート調査の実施や、一部の課題については生産量等の動向から普及状況の把握を行っている。 |

第6. 産学官または広域連携による研究

大学や国立系公設試との連携、他県の地方公設試との連携、横断的な主管部門間の連携を含めた県内3センターとの有機的な連携、そして産業界や民間企業との連携を通じて、経営資源の最適化と付加価値の極大化を実現していくために、産学官連携に基づいた研究や支援の実施に関するビジョン・基本方針や戦略性をできれば3センター共通のものとして明示し、継続的な取り組みと見直しを行っていくことで、県の財源のみならず、多様な社会資本を活用した取り組みを更に推進されたい。  
 【意見 全般-10】

大分県の産業科学技術センター及び農林水産研究指導センターにおいては、県内企業や生産者等の諸課題の解決のため、県内外の大学、高専、支援機関等と幅広く連携して、研究開発の推進や包括的な支援を行うとともに、センターの成果の普及や広報、科学技術や農林水産業の振興に向けた取り組みを行うこととしている。

多様な連携として、産学官連携の推進、他の支援機関との連携のほか、講師・審査員・外部委員等の派遣、技術研究会や団体などへの支援等を実施している。

衛生環境研究センターでは、行政検査を主要業務としていることから、原則として産学官の連携や取組みは特に行われておらず、企画担当が他の公設試(地方衛生環境研究センター)との連携にかかる企画、調整業務を行っている。具体的には、「地方衛生研究所全国協議会」「全国環境研協議会」等に参加し、全国の衛生・環境研究所との共同研究や危機管理演習、情報交換を行うなどにより、広域連携を図っている。

産業科学技術センター及び農林水産研究指導センターにおける多様な連携による研究推進や支援状況は次のとおりである。

(産業科学技術センター)

| 連携の相手先・方法  | 連携内容                                                                                                                                                                   |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 産学官連携の推進   | 大分県の産業集積による産学官連携施策により運営されている大分県自動車関連企業会、及び大分県LSIクラスター形成推進会議、東九州メゾイカルバスター構想に関する事業協力するとともに、県内の産学官の活動の基盤となる事業を実施する産学官連携推進会議(県内大学、公設試)の運営及び事業に参加している。                      |
| 他の支援機関との連携 | 県外の研究機関との連携<br>・産業技術連携推進会議(全国公設試、国立研究開発法人産業技術総合研究所)<br>・九州イノベーション創出戦略会議(九州内の工業系公設試、大学・高専) など<br>県内の支援機関との連携<br>・大分県産業製造支援ネットワーク連絡会議への参画<br>・中小企業支援機関(中央会・商工会議所等)との情報交換 |
| 講師や委員等の派遣  | 各種産業界の団体等からの派遣依頼に協力し、研究員の知見を活用するとともに効果的な連携を図る。                                                                                                                         |
| 団体等への支援    | 各種の技術研究会の活動を通じて、研究開発支援や技術指導等を行う。                                                                                                                                       |

|               |                                                                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| その他の連携・支援の取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・おおいたL S I クラスタ一構想の実現に向けた支援</li> <li>・インキュベーターラボ「ものづくりプラザ」</li> <li>・おおいた食品オーブンラボ など</li> </ul> |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

(農林水産研究指導センター)

|               |                                                                                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 連携の相手先・方法     | 連携内容                                                                                                                                                     |
| 産学官連携の推進      | 県内には農林水産系の4年制大学がなく、研究交流や連携等を促進するために九州大学大学院農学研究院と共同研究や人材養成について連携する基本協定を締結している。平成26年度は8課題について、共同研究・連携に向けた取組みを行った。また、農業関係企業や住宅関連企業と大学との産学官連携による共同研究を実施している。 |
| 他の支援機関との連携    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・九州農業試験研究機関協議会</li> <li>・全国農業関係試験研究場所長会</li> <li>・九州地区林業試験研究機関連絡協議会場所長会議</li> </ul> これらの協議会等で共同研究・連携に向けた取組みを行った   |
| 講師や委員等の派遣     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県外農業関係大学への講師派遣</li> <li>・県内の農業系高校や農業大学校への講師派遣</li> </ul>                                                         |
| 団体等への支援       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会の農林水産部会・保全啓発部会での棚田保全活動支援や水系生物の調査、支援</li> <li>・県路TMRセンター、大分県木材協同組合連合会等との共同研究</li> </ul>        |
| その他の連携・支援の取組み | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTやロボット技術の1次産業への導入に向けた工業系機関との共同研究等による連携</li> <li>・県内食品関係企業との共同研究による新しい加工原料の開発</li> </ul>                        |

各センターの事業内容や研究推進体制は一律でなく、どのように連携を推進することが効果的であるかどうかを端的に論ずることはできないが、産学官連携による研究開発や技術支援等の推進は、全体的な社会資本の効率化や最適化のために必要な考え方と言え、産学官が三位一体となって研究開発等を推進していくことは研究領域のカバーのバランス最適化につながると考えられる。

一般的な産学官連携の考え方によると、主に大学や国立公設試が基礎研究領域を担い、その基礎的研究成果や産業界・民間のニーズに基づき地方の公設試が主に応用研究開発を実施することで、技術等のシーズを成果として実現し、民間がシーズの技術移転を享受することにより商品等の開発などの事業化を推進していくこととなる。

したがって、行政における予算上の側面だけでなく、産学官全体の社会資本を効率的に活用していくに研究開発の最適化を図っていくのかという観点も重要であり、そのためにも大学や国立系公設試との連携、他県の地方公設試との連携、機動的な主管部門間の連携を含めた県内3センター間の有機的な連携、そして産業界や民間企業との連携のあり方は、各センターが研究開発等を実施した成果により産み出される

場価値のみならず、地方創生のための試験研究機関のあり方という観点でも非常に重要であると考えられる。

現に産学官連携を行っていない衛生環境研究センターにおいても今後の事業方針や戦略性に基づいて将来的に産学官連携のあり方は検討すべきであるし、産業科学技術センター及び農林水産研究指導センターにおいても、委託研究や共同研究のあり方とともに、産学官連携に基づく研究や支援の実施に関するビジョン・基本方針や戦略性を可能な限り3センター共通のものとして明示し、継続的な取組みと見直しを行っていくことで、県の財源のみならず、多様な社会資本を活用した取組みを更に推進されたい。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果の概要)

|    |                                                                                                                                                                                                                              |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P  | 平成16年度報告書の結果及び意見の概要                                                                                                                                                                                                          |
| 37 | 広域連携・産学官連携<br>限られた予算と人員のなかでより多くのニーズに対応していくためには、大分県の試験研究機関として実施すべき研究領域を限定し、それ以外の領域については他県の同種機関、大学、国の研究機関の研究資源を活用することが必要となる。そのためには各試験研究機関の持つ研究資源では対応できない課題については、他の試験研究機関や大学等を紹介するコーディネーター機能を強化することや産学官連携による共同研究を促進すること等が必要となる。 |

(衛生環境研究センターにおける平成16年度監査の措置状況)

|                             |                                                                                                                                               |
|-----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況  | 現在の対応状況(考え方)                                                                                                                                  |
| 広域連携、産学官連携についても、今後検討していきたい。 | 試験研究機関連携会議を設置し、研究員の交流や意見・情報交換、合同研修会の開催、機器の相互利用など、大分県の他の試験研究機関との連携を図っている。また、「地方衛生研究所全国協議会」「全国環境研協議会」等に参加し、全国の衛生・環境研究所との共同研究や危機管理運営、情報交換を行っている。 |

(産業科学技術センターにおける平成16年度監査の措置状況)

|                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況                    | 現在の対応状況(考え方)                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (当該措置状況は明らかでないが、広域連携、産学官連携については、当時から取り組んでいる。) | 企画連携担当が広域連携や産学官連携を行うためのコーディネーターネットを行い、連携強化を促進することとしている。例えば、産総研は、基礎研究から応用研究まで幅広く実施しており、応用領域から開発されたシーズを直接各地方の中小企業に移転していくことは困難であるため、産総研から各県公設試にインキュベーションコーディネーター(ICO)を委嘱し、シーズの橋渡し役を担う形で、公設試と共に企業への技術移転を図っていくこととしている。また、支援の推進のために、企業会(クワンサーナジ)にも研究員が入って技術アドバイザリーやコーディネーターネットを行っている。 |

(農林水産研究指導センターにおける平成16年度監査の措置状況)

|                            |                         |
|----------------------------|-------------------------|
| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況 | 現在の対応状況(考え方)            |
| 17年度も兼設政府における環境負荷低減技術、豚    | 平成27年度実施の試験研究において、産学官連携 |

|                                                                                             |                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 汚水処理技術など地域が共通に抱える課題は、関係する県や大学との共同研究を行っている。今後とも連携、共同化することにより試験研究の効率化が期待される研究課題については共同化を推進する。 | で実施している課題が7課題、大学等との連携課題が11課題、企業等と連携した課題も複数あり、専門的技術をもった産業界、知見のある大学との共同研究により、試験研究の効率化や技術の現地移転の加速化に向けた取り組みが進んでいる。また、国が主導する産学官による知の集積に向けた取り組みにも参画する方向で今後検討していく。 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### 第7. 3 センターの連携による全庁効率的な組織運営

#### 1. センターの組織変更（統廃合）について

他機関との連携、環境変化の対応などに基づき各センター主管の本庁部局のアグロソリューションの変更や、各センターのアグロソリューションに基づくミッション、戦略性や研究パラダイム（認識の枠組み）の変化は経年想定されることから、その機動的な対応を行うための組織変更の必要性について、継続的に十分検討していくことを留意されたい。【意見 全般－111】

平成16年度の包括外部監査意見をもとにこの約10年間で、下記の措置のとおり各センターは組織形態の変更や統廃合を行ってきた。農林水産研究指導センターにおける平成22年度組織改正を最後にこの約5年間は3センターの組織変更等は行われていないことから、現在の県の試験研究機関としての戦略性に合致する組織形態として一つの完成形ともいえる状況と考えられる。

ただし、環境変化のスピードは速く、各センター主管の本庁部局のアグロソリューションの変更、各センターのアグロソリューションに基づくミッション、戦略性や研究パラダイムの変化は経年想定されることから、その機動的な対応を行うために組織変更を行うべき必要性が生じることも十分考えられる。

例えば、戦略性の変化や産業振興に対する付加価値創出実績とその将来見込みに基づいて、一定領域が重点施策・品目から除外されるなどで、当該領域の担当の役割をより重要性の高い領域にシフトさせるための廃止、縮小統合化を図るための組織変更や、産業科学技術センターにおけるエネルギー領域や航空・宇宙領域に対する機動的な対応を図るための新しい担当の新設などを適時に検討する必要性が生じる可能性もあるといえる。

最もトラステイツク（劇的）な組織変更は独立行政法人化による組織の分離と統合ということになるが、前述したとおりメリットとデメリット双方の側面があり、短期的に結論を導く課題ではないことから、県全体として3センターのミッション・存在意義・生存領域がどうあるべきか、どこに重点を置いて事業運営していくべきか継続的に検討し、全庁的な組織のあり方の中で今後の方向性を見出ししていく必要がある。

（上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果の概要）

| P  | 平成16年度報告書の結果及び意見の概要                                                                                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 51 | 県の試験研究機関の総合力を高めるためには、各試験研究機関の連携を強化するに止まらず、組織そのものを統合することについても検討する必要がある。<br>試験研究機関の統合を検討する際には、試験研究とその成果の移転・普及等、政策の連携に支障がないかについて十分に検討する必要がある。<br>既に所管課が統一されている農業畜産関係の5機関（農業技術センター、農水産物加工総合指導 |

|                                                                                                                                                              |                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| センター、柑橘試験場、温泉熱花き研究指導センター、畜産試験場）については「大分県行財政改革プラン（平成16年3月）において平成17年度を目途に統合することが示されている。更に、林業試験場、きのこ研究指導センター、海洋水産研究センターについても統合し、農林水産部内の試験研究機関をひとつにすることも検討されている。 | センターについては、政策と統合後の研究部門の連携が相互に有効に機能するよう、管理部門の調整機能を高める必要がある。                            |
| 一方、部を超えての組織全体の統合については、政策と統合後の研究部門の連携が相互に有効に機能するよう、管理部門の調整機能を高める必要がある。                                                                                        | また、衛生環境研究センターは検査業務が大部分を占めており、他の試験研究機関とは性格を異にする等、各機関の特性によって組織運営の基本方針が異なることも考慮する必要がある。 |
| なお、複数の試験研究機関において類似の研究部門については、組織の統合とは別に部門の統合や連携のあり方について見直し、より効率的な事業を行うよう検討する必要がある。                                                                            |                                                                                      |

#### （衛生環境研究センターにおける平成16年度監査の措置状況）

| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する<br>県の措置状況                | 現在の対応状況                                               |
|-----------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 組織のあり方については、フラット化も含め効率的な組織の構築について検討することとしている。 | 平成17年度に組織の検討を行い、それまでの6部制から5担当制に改編しフラット化を行い、効率化を図っている。 |

#### （産業科学技術センターにおける平成16年度監査の措置状況）

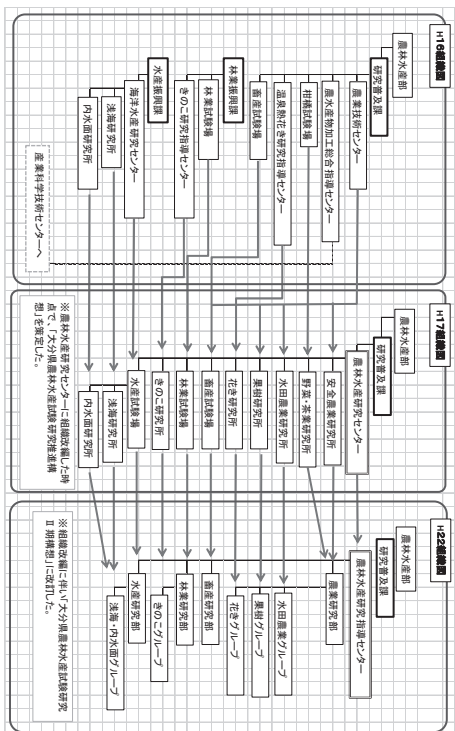
| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する<br>県の措置状況                                                                                                                                                      | 現在の対応状況 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 当センターでは、密接に関連した農水産物加工総合支援センターと産業科学技術センター食品産業担当、林業試験場と日田産業工業試験場所、竹工芸・制紙支援センター（研究指導課）と産業科学技術センターとの連携を見直し、県民（利用者）にとって分かりやすい、効率的な組織形態とするため、平成17年度に農水産物加工総合支援センターを産業科学技術センター食品産業担当に集約した。 | 同左      |
| また平成21年度に竹工芸・制紙支援センターの研究機能を産業科学技術センターに集約し、業界支援に必要な機能をワンストップで果たす効率的体制を整備した。                                                                                                          | 現在の対応状況 |
| さらに同じく平成21年度に、木材の素材から製品まで業界へのワンストップサービスを可能とし、双方の企業や研究員の交流・連携を図り、川下側（家具・木工関連）の用途に応じた川上側（製材・建材）の研究、素材から製品までの一貫した研究開発を進めることにより県産材の利用促進を重点的に図るため、日田産業工業試験場所と林業研究部を統合した。                 |         |

#### （農林水産研究指導センターにおける平成16年度監査の措置状況）

| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する<br>県の措置状況                                                                                                | 現在の対応状況                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 平成16年度の包括外部監査実施後、平成17年度に農業、畜産、林業、水産の各試験研究機関を農林水産研究センターとして統合し、農林水産研究センターに本部機能を持たせた。その際、農水産物加工総合指導センターは、商工労働部の産業科学技術センターへ統合された。 | 同左                                            |
| さらに、平成22年度には農林水産研究指導センターとして再編した。                                                                                              | 現在の各種制度は平成22年度のセンター改革に伴って改正されたものによって現在に至っている。 |
| 平成17年度の農林水産研究センターへの組織改編に併せて、「大分県農林水産研究推進機構」を作                                                                                 |                                               |

成し、各研究所単位で、推進構想に沿った研究推進が図られた。その後、平成22年度のセンター改革に伴い、推進構想を改定し11期計画として研究の基本方向を定めた。

組織の変遷をまとめると次の表のとおりとなっている。



(注) 現在の各種制度は、平成22年度のセンター改組に伴って改正されたものである。

2. 3センター間の連携の強化と管理業務の共通化について

3センター間での高額機器の活用状況は改善傾向が見られるものの、より定期的に有効活用の周知ができていないかといった啓発を行い、センター間だけでなく民間貸出も含めて、できるだけ当該コストの効率性・有効性を高めるため、機器更新計画とも相俟って、相互利用できるものはより積極的な活用推進が図られることが望ましい。

【意見 全般—12】

また、3センターで共通化できる業務について検討することは、業務の共有化によるシナジーが得られ、省力化や将来のコスト削減につながるものであるため、今後は連携会議の中で2～3センターで共通化できる業務や事項について洗い出し、期星策定とその運用の共通化や管理業務の共通化などによって、効率的な試験研究機関の組織運営の実現に向けた機軸を継続的に実施することを期待する。【意見 全般—13】

試験研究機関として特有の専門的知識を要する管理業務を全庁的に効率的かつ有効に行なうためには、まず3センターが連携している必要がある。従来は特段連携することが制度として行われたことはなかったが、平成22年に「大分県試験研究機関連携会議 実施要領」が策定され、連携会議において試験研究業務の相互に関する次の事項を所掌としている。

- ① 研究員の交流、意見・情報交換の推進
- ② 職員の質向上及び企業、団体に向けた合同研修会の開催
- ③ 試験研究成果の普及にかかわる合同研究成果発表会への参加
- ④ 試験研究機器の相互有効活用の推進
- ⑤ 研究の連携の推進
- ⑥ その他試験研究の振興に必要な事項

ここ2年の試験研究機関連携会議の開催状況の概要は次のとおりである。

- ・平成26年8月28日(事務局：農林水産研究指導センター)
- ・平成27年9月17日(事務局：衛生環境研究センター)
- ・平成28年1月19日(事務局：衛生環境研究センター)

当該実施要領に開催頻度の規定はなく、実際の開催状況は平成27年度が2回開催されているものの、平成26年度は1回だけの開催となっている。まずは連携会議の所掌事項全てを毎回網羅する必要はないと思われるものの、①研究員の交流等、④試験研究機器の相互有効活用の推進、⑤研究の連携の推進については、進捗状況の確認や情報共有化などにつながるため、もっと短い頻度で開催することも一案である。

このうち④については、上記実施要領制定とはほぼ同じくして「大分県試験研究機関連携会議 設備機器相互利用実施要領」を定めている。これは「大分県高額機器の有効活用に関する指針」が策定されるとともに定められたもので、他の試験研究機関との相互利用を図っているところではある。過去3年の実際の活用状況は、次のとおりである。

| 項目                           | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 3年合計 |
|------------------------------|--------|--------|--------|------|
| 他機関が産業科学技術センターの機器を利用した実績(件数) | 15     | 45     | 31     | 91   |
| 産業科学技術センターが他機関の機器を利用した件数(件数) | 0      | 2      | 1      | 3    |
| 衛生環境研究センターが他機関の機器を利用した件数(件数) | 0      | 1      | 3      | 4    |
| 合計                           | 15     | 48     | 35     | 98   |

ここ2年は従来と比べて利用件数が増加しているものの、この利用件数で有効活用できているといえるのかどうか、引き続き検証する必要がある。実際、衛生環境研究センターが産業科学技術センターの機器を利用したのは過去3年で4件、衛生環境研究センターの機器を他機関が利用した実績は過去3年で3件に過ぎない。例えば、研究員全員に相互利用可能な機器のリストが行きわたって、定期的に有効活用の周知ができていくかどうかなどの啓発とその評価を行い、どのような研究分析の領域に該当機器が有用かをより知る機会が得られた場合には、一層の利用の誘因になる可能性も考えられる。

高額機器の減価償却費相当額は相対的に高いことから、できるだけコストの効率性・有効性を高めるため、機器更新計画とも相俟って、相互利用できるものはより積極的な活用推進が図られることが望ましい。



さらに、今後は連携会議の中で2～3センターで共通化できる業務や事項の洗い出しを行うことも有用と思われる。

例えば、現在ではそれぞれのセンターが、完全に独立独立で試験研究関連の規程化を進めている。研究領域や実施体制は異なるものの、マネジメントプロセスの本質は同様であっても良いはずであり、できるだけ規程、文言、実施業務の対象や頻度などを共通化しておくこと、改定時もそれぞれの規程の良いところをうまく規程化や業務に活用することが可能になると考えられることから、いま一度検討されたい。

なお、現在では管理業務などを3センターで共通化している事例は存在しない。独立行政法人化を実際に実行する局面まで検討しないという可能性が考えられるが、その是非にかかわらず、どのような業務であれば共通化できるか、予め検討することも有用であり、またそのような検討を実施しておくことで実際に独立行政法人化を実行する際の業務等のあり方検討に役立つものである。

共通化できる業務を検討することは、業務の共有化によるシナジーが得られ、省力化や将来のコスト削減につながるものであるため、こちらもいま一度検討されたい。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果の概要)

| 平成16年度報告書の結果及び意見の概要 |                                                                                                     |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P                   | 試験研究機関に特有の専門的知識を要する管理業務を効率的に行うため、各機関が協力して共通の基準を作成することや、共通の支援体制を強化する必要がある。また、設備機器の共同利用を、より推進する必要がある。 |

(3センターにおける平成16年度監査の措置状況)

| 平成16年度報告書の結果及び意見に対する<br>果の措置状況                    | 現在の対応状況                                                                                                           |
|---------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 管理業務の共通化や設備機器の共同利用については、他の試験研究機関や関係部署と今後協議していきたい。 | 平成22年度に「大分県試験研究機関連携会議 実施要領」及び「大分県試験研究機関連携会議 設備機器相互利用実施要領」を定め、大分県の他の試験研究機関との相互利用を行っている。<br>管理業務の共通化や規程の共通化は行っていない。 |

## 第8. 情報セキュリティマネジメント

3センターはいずれも、重要な調査・研究データを取り扱っており、重要な情報資産（一部のセンターでは個人情報を含む）を保有していることから、過去の調査データの保存や調査研究データに関する情報資産の管理が非常に重要となる。

まず、情報資産への不正なアクセスや情報漏えいを防止するために、(1) ユーザ認証・権限付与やパスワード管理、(2) 外部への情報資産の持出を防止する仕組み、(3) 災害などによる機器障害に備えた対策が必要となる。

### (1) ユーザ認証・権限付与やパスワード管理

監査実施時において、全庁的に、情報システムへのアクセス時（パソコンの起動時・離席時の際等）のパスワード管理が不十分であったため、パスワードの重要性を再認識し適切なパスワード管理を行う必要がある。【意見 全般-14】

35

平成二十八年三月三十一日

具体的には、監査実施時において、以下のような情報システムへのアクセス時（パソコンの起動時・離席時の際等）のパスワード管理が不十分であった。

- ① パスワードの設定ルールが統一されていない
- ② パスワードの定期的かつ強制的な見直しが行われていない

なお、大分県情報セキュリティ対策基準5.4では、「パスワードは十分な長さとし、文字列は想像しにくいものにしなければならない」「パスワードは定期的またはアクセス回数に基づいて変更し、古いパスワードを再利用してはならない」と規定されているが、いずれも統一された明確なルールになっていないため、属人的な対応になっている。

県庁内組織におけるパスワードは、ユーザー名と組み合わせることで県庁内組織の情報資産へのアクセスの可否を決める重要なものである。よって、パスワードの重要性を再認識し適切なパスワード管理を行う必要がある。

第三者に職員のユーザーアカウントを不正に利用されないようにするには、推測されにくい安全なパスワードを作成し、他人の目に触れないよう適切な方法で保管すること、また定期的にパスワードを変更することが重要である。

### (2) 外部への情報資産の持出を防止する仕組み

電子メールの送信、情報流出防止の仕組みや物理的な情報資産へのアクセス管理等の情報セキュリティ対策の更なる強化が必要と考える。【意見 全般-15】

具体的には、大分県情報セキュリティ対策基準では、必要に応じて暗号化またはパスワード設定が必要とされている。しかし、3センターの実態としては、職員個人間の判断に依存しているため、暗号化やパスワードを設定してメール送信するケースはあまりないものと同っている。

しかし、電子メールの送信や情報流出防止のため、以下のような仕組みが必要と考える。

- ① 誤送信等防止のためのメーラーの設定
- ② メール暗号化（添付ファイルの暗号化）
- ③ 添付ファイルのパスワード管理
- ④ USBメモリ又は外付けハードディスクの暗号化

なお、④に関しては、USBメモリ等の使用により、職員・研究員がパソコンから研究データ等を持ち出すことが可能となり、利便性が高まる。しかしながら、各センターで使用されているUSB又は外付けハードディスクについては、パスワード機能が必ずしもついていないため、物理的セキュリティ確保の観点からは、パスワード機能等が附属しているUSB又は外付けハードディスクを使用することが望ましい。

また、外部への貸出機器・測定機器を保有している産業科学技術センター及び農林水産研究指導センターの林業研究部については、各施設貸出機器等に関して、研究用機器と連携しているパソコンに保存されているデータや測定データの保存・消去を含めた取扱いが明確にされていないため、早急に貸出機器等に係る情報の取扱いを検

36

大分県報（監査公表）

四 1

討し、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」(平成24年2月施行)等に反映・改正したうえで周知徹底を図ることが必要と考える。

さらに、研究課題について公正かつ適切な評価を行うことにより、効率的・効果的な調査研究等を推進するために、3センターでは外部評価制度が設けられている。外部評価委員はこれらの調査研究の内容を随時知りうる立場にあることから、情報セキュリティの確保の観点で、秘密保持契約を締結する(具体的には、承諾書に秘密保持の内容を盛り込み、署名してもらうことが考えられる。)ことが必要と考える。なお、産業科学技術センターでは、外部評価委員から入手する承諾書に秘密保持の内容を盛り込んでいるので、他のセンターにおいては参考にされたい。

上記以外にも、3センターでは、県庁職員(嘱託職員等を含む)他に、外部関係者が施設を出入りするケースもある。物理的なセキュリティ確保のために、施設への入退管理を強化して、正当な用件のない部外者を施設内へ不正に侵入させないような仕組みが必要と考える。

- ① オフイス(各研究室)の施錠管理を行う
  - ② 入退室の履歴を記録に残す(台帳記入等)
  - ③ 出入りが激しい場所については、不審者がいないかどうかを常に留意する
- また、可能ならば、以下のような対策を実施すると、より効果的となる。
- ① 身分証のIC化(セキュリティカード)等で入退室の制限を行う
  - ② 出入口に守衛を配置したり、各階にも監視カメラを設置する
  - ③ バイオメトリクス(生体認証)等、より強固なシステムを導入する

(3) 災害などによる機器障害に備えた対策

火災や自然災害等のリスクに備えるため、定期的に研究データや研究補助データのバックアップをデスクトップ型パソコン以外の記録媒体にとり、情報セキュリティを確保することが必要である。また、これらの内容を、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」(平成24年2月施行)等に反映・改正したうえで周知徹底を図ることが必要と考える。【意見 全般-16】

具体的には、3センターでは、各担当が使用するパソコンに保存されている研究調査データ等については、各職員の判断により貸与USB又は外付けハードディスクにバックアップを行っているとのことであったが、パソコン以外の記録媒体へのバックアップに関する管理ルール(バックアップ方法・実施時期等)が明確に定められていない。したがって、これらの内容を、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」(平成24年2月施行)等に反映・改正したうえで周知徹底を図ることが必要と考える。

なお、衛生環境研究センターの情報システムネットワーク内のデータ及び産業科学技術センター独自の情報ネットワーク(ORIENT)内のデータは毎晩、特定のサーバー室等でバックアップがとられているが、火災や自然災害等に備えて、遠隔地へのバックアップも行うことがより望ましい。

(4) 固有のセキュリティポリシーの策定

上記のような多様なリスクに対して、実際に被害が発生する前に必要な対策を講じておくためには、また組織の限られたリソースで最大の効果を上げるためには、組織として情報セキュリティ対策の方針・ルールを定めることが重要である。

産業科学技術センターを除く他の試験研究センターでは、固有のセキュリティポリシーの策定が行われていないため、センターの業務内容・特性を踏まえた情報資産の取扱いに関するセキュリティポリシーを設定することが望ましい。

【意見 全般-17】

大分県では、「大分県情報セキュリティ対策基準」や「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」等が定められているものの、試験研究機関に特有の事象(共同研究・知的財産取得・活用等を行うため特に情報資産の管理が重要であること、貸出機器等の存在など)を十分に反映している内容とはいえない。産業科学技術センターを除く他の試験研究センターでは、固有のセキュリティポリシーの策定が行われていないため、センターの業務内容・特性を踏まえた情報資産の取扱いに関するセキュリティポリシーを設定することが望ましい。

(5) 継続的な情報セキュリティに関する研修の実施

3センターでは、情報資産の取扱いが重要であるため、設定された情報セキュリティポリシーが確実に運用されるように、3センター職員の意識の向上を促すことが重要である。このためには、定期的・継続的に情報セキュリティに関する研修を実施していくことが必要となる。【意見 全般-18】

(6) 情報セキュリティマネジメントの実践

加えて、組織の実態や環境の変化に合わせた定期的な情報セキュリティポリシーの見直しも必要である。このような情報セキュリティマネジメントの策定から実際の運用・改善までを含めた活動(情報セキュリティマネジメント)を試験研究機関として着実に実施していくことが求められる。【意見 全般-19】

なお、情報資産の管理は組織全体で統一的に明確化(規定化)することが必要と考えられるが、具体的な管理方法については3センターの固有の事情に応じて、業務の効率性等も踏まえたうえで最適化が図られるような取り組みも必要であることに留意されたい。

第4部. 試験研究機関ごとの監査結果及び意見

第1. 衛生環境研究センター

1. 概要

- (1) 所在地
- ① 所在地 大分県大分市高江2丁目8番
- ② ホームページアドレス <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13002/>

(2) 沿革

- 昭和26年 予防、環境及び業務の3課に属していた各試験室を統合し、大分県衛生研究所として発足
- 昭和28年 大分市寿町に独立した新庁舎が完成
- 昭和45年 大分市大字曲芳河原団地に新庁舎が完成し、寿町から移転
- 昭和48年 大分市大字曲芳河原団地に公害研究棟が完成し、公害衛生センターとして発足
- 平成3年 名称を「衛生環境研究センター」へ変更
- 平成12年 特定化学物質分析棟が完成
- 平成15年 大分市高江西2丁目8番地に新庁舎が完成し芳河原団地から移転
- 平成18年 組織改正により6部制が廃止され、企画・管理担当、化学担当、微生物担当、大気・特定化学物質担当及び水質担当の5担当制となった

(3) 設置目的、根拠条例等

地方衛生研究所設置要綱（平成9年3月14日付厚生省発健政第26号厚生事務次官通知「地方衛生研究所の機能強化について」）及び、地域保健法（昭和22年法律第101号）第4条に基づく「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（平成6年厚生省告示第374号）に基づいて設置され、県民の健康を守り住みよい生活環境を守るため、試験検査、調査研究、研修指導等の業務を実施する。

なお、衛生環境研究センターの業務に関連する法律は下記のとおりである。

① 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
当該法律の下、病原微生物検査、血清学的検査、感染症に関する疫学的試験検査等が実施されている。

② 食品衛生法  
食品衛生法の下、食品衛生及び環境衛生の試験検査、飲料水等の水質検査、衛生化学に係る調査研究等が実施されている。

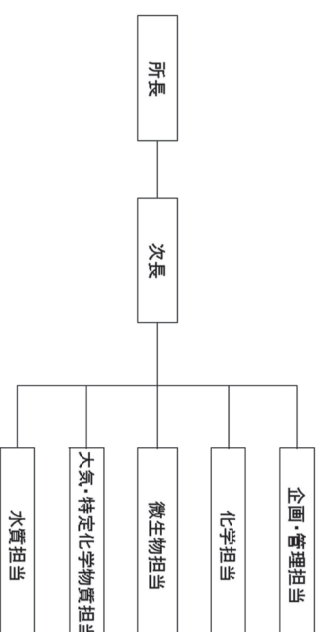
③ 大気汚染防止法  
大気汚染防止法の下、ばい煙及び粉じんの分析及び解析、大気環境の測定、テレメータシステムによる大気環境・発生源の常時監視等が実施されている。

39

平成二十八年三月三十一日

- ④ 水質汚濁防止法  
水質汚濁防止法の下、公共用水域の分析及び解析、工場排水等の水質の分析及び解析、水質に係る有害物質の分析、水質の生物学的検査、汚泥、底質等の調査及び分析等が実施されている。
- ⑤ ダイオキシン類対策特別措置法  
当該法律の下、ダイオキシン類に関する測定及び解析、ダイオキシン類に係る調査研究が実施されている。

(4) 組織図



(5) 主要な業務

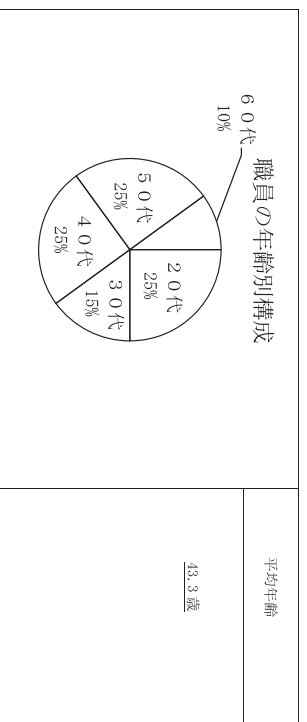
- ① 企画・管理担当 (管理)
- ・人事及び組織の管理
  - ・庁舎の維持及び管理
  - ・予算の執行及び物品の管理 (企画)
- ② 化学担当
- ・調査研究、精度管理及び研修指導の企画及び調整
  - ・衛生及び環境情報の収集、解析及び広報
- ③ 微生物担当
- ・食品に含まれる有害物質、添加物、残留農薬の試験検査
  - ・乳幼児用衣類等家庭用品の試験検査
  - ・残留農薬等に係る調査研究
  - ・自然毒の試験検査
- ④ 微生物担当
- ・感染症、食中毒の病原微生物検査
  - ・食品の微生物検査

40

大分県報（監査公表）

四三

② 職員の年齢別構成及び平均年齢



(8) 財務の状況

(単位:円)

| 種目         | 平成22年度       |              |              | 平成23年度       |              |              | 平成24年度       |         |   | 平成25年度 |   |   | 平成26年度 |   |   |
|------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------|---|--------|---|---|--------|---|---|
|            | A            | B            | C            | A            | B            | C            | A            | B       | C | A      | B | C | A      | B | C |
| 収入         |              |              |              |              |              |              |              |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 雑収入        | 64,042       | 83,133       | 79,564       | 73,112       | 62,298       | △10,914      | △1,114       |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 手数料        | 67,070       | 220,880      | 101,440      | 89,780       | 239,310      | 149,230      | 172,210      |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 財産運用収入     | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 財産売却収入     | 0            | 325,000      | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 受取手数料      | 304,870      | 316,810      | 287,190      | 953,530      | 245,870      | △707,660     | △29,000      |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 雑入         | 138,728      | 198,946      | 137,616      | 142,429      | 113,516      | △28,907      | △45,298      |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 合計         | 504,720      | 1,304,769    | 658,810      | 1,258,845    | 600,944      | △297,831     | 66,234       |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 支出         |              |              |              |              |              |              |              |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 報酬         | 8,304,000    | 12,290,300   | 14,134,324   | 14,300,100   | 12,285,045   | △2,015,055   | 3,981,045    |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 経費         | 2,608,882    | 3,437,647    | 3,437,605    | 3,437,605    | 3,559,066    | 3,551,247    | △308,718     | 620,388 |   |        |   |   |        |   |   |
| 賃金         | 9,064,537    | 9,005,520    | 7,808,887    | 7,466,819    | 7,415,629    | △45,190      | △1,608,928   |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 雑費         | 43,100       | 43,000       | 178,700      | 43,000       | 43,000       | 0            | △100         |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 旅費         | 4,577,074    | 5,308,827    | 4,823,898    | 5,201,086    | 5,100,411    | △104,245     | 523,267      |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 文書費        | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 印刷費        | 80,134,391   | 75,391,880   | 72,629,716   | 74,565,187   | 76,937,699   | 2,032,612    | △3,536,692   |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 役員費        | 1,171,089    | 1,878,637    | 1,514,422    | 1,906,151    | 1,810,238    | △85,923      | 623,139      |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 委託料        | 38,804,713   | 41,109,722   | 41,803,186   | 42,270,624   | 46,292,782   | 4,022,158    | 10,488,699   |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 使済品及び消耗品   | 314,906      | 250,542      | 278,728      | 293,406      | 309,038      | 15,632       | △5,938       |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 工事賃金       | 888,800      | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | △888,800     |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 原材料費       | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            | 0            |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 備品購入費      | 24,341,256   | 42,047,128   | 18,521,945   | 23,184,645   | 29,065,533   | 6,173,888    | 5,114,307    |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 負担金補助及び交付金 | 208,860      | 347,450      | 328,580      | 358,660      | 394,690      | 38,030       | 188,110      |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 公費         | 22,800       | 60,400       | 14,200       | 50,800       | 42,200       | △8,600       | 19,400       |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 雑引         | 197,580,538  | 194,300,453  | 495,898,293  | 173,163,234  | 183,497,823  | 40,234,189   | 83,417,241   |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 歳出超過       |              |              |              |              |              |              |              |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 当期歳出超過     | △108,868,798 | △100,026,684 | △104,711,513 | △171,904,489 | △192,566,888 | △110,622,944 | △115,951,609 |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 取引貸付人員費    |              |              |              |              |              |              |              |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 職員人件費      | 293,509,800  | 222,030,126  | 229,373,570  | 212,361,931  | 223,151,586  | 10,790,005   | △30,538,274  |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 交際の支出超過    |              |              |              |              |              |              |              |         |   |        |   |   |        |   |   |
| 当期貸付の支出超過  | △300,409,638 | △312,665,810 | △385,118,027 | △388,290,070 | △408,088,424 | △23,722,334  | 24,307,214   |         |   |        |   |   |        |   |   |
| ■人件費率      | 65.8%        | 59.7%        | 63.7%        | 61.7%        | 60.5%        |              |              |         |   |        |   |   |        |   |   |
| ■人歳出比率     | 0.4%         | 0.7%         | 0.4%         | 0.7%         | 0.4%         |              |              |         |   |        |   |   |        |   |   |

- ④ 大気・特定化学物質担当
  - ・大気汚染の常時監視、悪臭物質の測定
  - ・有害大気汚染物質の調査
  - ・ダイオキシン類の分析
  - ・大気汚染等に係る調査研究
  - ・酸性雨、環境放射能の調査
- ⑤ 水質担当
  - ・海水、河川水、工場排水等の水質分析
  - ・温泉の分析
  - ・廃棄物処理場からの排水に係る有害物質の分析
  - ・水質汚濁に係る調査研究

(6) 主要な施設設備

| 区分     | 構造           | 面積(延べ面積)  | 工事費         | 取得年月日      |
|--------|--------------|-----------|-------------|------------|
| 研究棟    | 鉄筋コンクリート造3階建 | 5,255.35㎡ | 1,776,150千円 | 平成15年2月24日 |
| 設備棟    | 鉄筋コンクリート造    | 224.00㎡   | 236,560千円   | 平成15年2月24日 |
| 車庫     | 鉄骨造          | 92.46㎡    | 15,390千円    | 平成15年2月24日 |
| 倉庫     | 鉄骨造          | 27.84㎡    | 5,480千円     | 平成15年2月24日 |
| 廃棄物処理庫 | 鉄筋コンクリート造    | 23.24㎡    | 4,610千円     | 平成15年2月24日 |

(7) 人員の状況

① 人員の期間推移

(単位:人)

| 区分  | 平成23年5月 | 平成24年5月 | 平成25年5月 | 平成26年5月 | 平成27年5月 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事務  | 5       | 4       | 5       | 5       | 4       |
| 技術  | 25      | 25      | 25      | 28      | 26      |
| 技能  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| 労務  | 0       | 0       | 0       | 0       | 0       |
| その他 | 10      | 11      | 12      | 10      | 10      |
| 合計  | 40      | 40      | 42      | 41      | 40      |

2. 監査の結果

2.1 研究開発管理事務

衛生環境研究センターが実施した平成 26 年度の研究課題（テーマ）9 件について、課題選定、事前評価、進行管理、コスト管理、中間評価、事後評価及び普及調査の状況を研究担当者・管理者に対する質問及び関連証拠の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.2 収納事務

収納事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、効率的な収納事務が行なわれているか監査を実施した。

具体的には、平成 26 年度の調定一覧から任意で 12 件抽出し、調定決議書、契約書等の調定の根拠資料、調定額計算の基礎資料および入金を確認する資料等の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.3 支出事務

支出事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、支出は適切かつ効果的なものであるか監査を実施した。

具体的には、平成 26 年度に支出した 10 万円以上の支出行為を通査し、関連する支出負担行為決議書、支払命令書、請求書、見積書等の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.4 委託契約事務

委託契約事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、委託契約は適切かつ効果的なものであるか監査を実施した。

具体的には、平成 26 年度に契約した業務委託契約（100 万円以上）6 件のうち 4 件、平成 26 年度業務委託契約で 100 万円未満の契約から 1 件及び平成 25 年度以前に締結した契約で平成 26 年度に影響する長期継続契約から 1 件抽出し、伺い、仕様書、契約書、支出負担行為決議書等の契約の閲覧により検討した。

（指名競争入札）

平成 26 年度に指名競争入札で締結した契約金額 100 万円以上の契約は以下のとおりである。

43

| 件名               | 予定価格<br>(千円) | 落札金額<br>(千円) | 落札率※1<br>(%) | 参加者<br>(社) | 参加者の入<br>札率※2<br>(%) |
|------------------|--------------|--------------|--------------|------------|----------------------|
| 特殊空調設備保守<br>点検業務 | 9,817        | 9,396        | 95.71        | 4          | 101.2～<br>108.9      |
| 一般空調設備保守<br>点検業務 | 3,221        | 3,110        | 96.55        | 5          | 98.9～<br>110.6       |

※1 落札率：落札金額/予定価格

※2 入札率：入札額/予定価格(落札者を除く)

（随意契約）

平成 26 年度に随意契約で締結した契約金額 100 万円以上の契約は以下のとおりである。

| 契約内容                     | 積算額<br>(千円) | 契約額<br>(千円) | 随意契約理由                             |
|--------------------------|-------------|-------------|------------------------------------|
| 大気汚染自動測定装置保守管理<br>業務     | 10,802      | 10,773      |                                    |
| ガスクロマトグラフ質量分析装<br>置保守点検  | 3,191       | 3,191       | 自治法施行令<br>第 167 条の 2<br>第 1 項第 2 号 |
| 食品衛生検査施設管理基準関係<br>機器保守点検 | 4,106       | 4,106       |                                    |
| 昇降機保守点検業務                | 1,486       | 1,451       |                                    |

（外部監査の結果）

（1）電子顕微鏡保守点検業務委託

業務委託同いの起案書の決裁日記入欄に決裁日が記載されておらず、組織として意思決定された日付が不明であった。【結果 1－1】

起案書に決裁日の記載がない場合、たとえ適切な手順に基づき業務を実行したとしても、そのことについて第三者に証明することはできない。  
そのため契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に第三者に示す上でも、決裁日を記載する必要がある。

（2）特殊空調設備保守点検業務

業務委託同いの起案書の決裁日記入欄に決裁日が記載されておらず、組織として意思決定された日付が不明であった。【結果 1－2】

起案書に決裁日の記載がない場合、たとえ適切な手順に基づき業務を実行したとしても、そのことについて第三者に証明することはできない。  
そのため契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に第三者

44

に示す上でも、決裁日を記載する必要がある。

(3) 一般空調設備保守点検業務

入札参加者の選定起案書の決裁日記入欄に決裁日が記載されておらず、組織として意思決定された日付が不明であった。【結果 1-3】

起案書に決裁日の記載がない場合、たとえ適切な手順に基づき業務を実行したとしても、そのことについて第三者に証明することはできない。  
そのため契約前に決裁権限者によって決裁が行われていることを事後的に第三者に示す上でも、決裁日を記載する必要がある。

2.5 財産の管理事務

衛生環境研究センターの施設内を見学し、財産の管理状況を概括的に確認した。また、研究員から重要物品の使用、使用頻度等について説明を受けた。  
上記に加え、備品管理システムに登録されている備品について現物確認を実施した。  
監査対象：備品管理システムに登録されている備品から任意に抽出した購入価格 200 万円以上の重要物品のうち 5 件及びその他任意に抽出した物品

(外部監査の結果)

具が新たに備品管理システムを導入したことに伴い、備品シールの貼り替えを行う必要があるが行われていない。【結果 1-4】

備品管理台帳上の備品番号と備品現物に貼付されたシールの番号が異なる状況では、備品管理台帳に基づく管理を行うことが出来ない。早急に備品シールの貼り替えを行う必要がある。

2.6 毒劇物等の管理事務

試験試薬の台帳の整備状況に関して、毒劇物使用簿を閲覧し、適切に管理されているか監査を実施した。監査の対象範囲は、平成 26 年度の毒劇物使用簿から任意でサンプルを抽出し、現物を確認した。

(外部監査の結果)

毒劇物の保管漏れについて

センター施設内の分析室において、通常の試薬を保管する棚に毒劇物が保管されていた。【結果 1-5】

「毒物、劇物等危険物の取扱について(大分県管財事務提要)」において、「貯蔵し、または陳列する場所に『医薬用外』の文字及び毒物については『毒物』、劇物については『劇物』の文字を表示すること。」とされている。  
毒劇物を紛失するリスクを軽減するためにも、毒劇物の保管に十分注意を払う必要がある。

2.7 情報セキュリティ  
監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.8 その他

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

3.1 研究開発管理事務

(1) 研究テーマの事前評価における外部評価実施の検討  
事前評価は内部評価のみ実施することとしているが、外部評価も実施することが望ましい。【意見 1-1】

現在の「大分県衛生環境研究センター調査研究評価実施要領」ならびに「大分県衛生環境研究センター調査研究評価実施の事務取扱い要領」によると、事前評価は「内部評価のみ実施し、外部評価は実施しない」と規定されている。つまり、事前評価では内部の評価結果に基づき、研究テーマの採否が決定される。

この規定そのものが不合理であるということではないものの、研究テーマの実施そのものの採否の判断という側面よりはむしろ、外部評価が行われることにより、外部評価委員の専門的見地に基づく助言等のコメントに基づき、実際に研究を実施するに当たってのアプローチ・手法・プロセスといった研究の有効性や効率性に資する気付きを実際の研究実施プロセスに応用するための一助にすることが期待される。

したがって、事前評価においても外部評価の対象とすることが望ましい。

(2) 内部評価委員会におけるコメントへの対応順末の明示

内部評価委員会において出された内部評価票上のコメントに対する協議や事後フォローをどのように行ったかどうかの対応順末が文書で明記されていないため、フォロー状況を掌握できるよう対応順末をコメントと対比させて文書上で明示することが望ましい。【意見 1-2】

(上記意見に関連した平成 16 年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

| P  | 平成 16 年度報告書の結果及び意見の概要                                          | 平成 16 年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況                                             | 現在の対応状況                                                                                |
|----|----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 64 | 調査研究課題選定の根幹に関わるコメントについて、どう対応するか内部評価票等に明記の上、事後フォローを的行的に行う必要がある。 | 調査研究課題選定の根幹にかかわるコメントについては、内部評価票等に明記し、事後フォローを的行的に行っているところである。今後も徹底していきたい。 | 平成 17 年度以降も、調査研究に関連する所属とコメントの内容に関する協議を行っているほか、研究成果をフィードバックするなど、継続して事後フォローを実施している。ただし、コ |

(3) 研究テーマの中間評価における外部評価実施頻度の検討

上記実施要領及び同事務取扱い要領によると、中間評価において外部評価が行われるのは、研究調査期間が3年以上のものに限られているが、課題化した全研究テーマを対象としたうえで、3年のうち1回だけではなく毎年外部評価を実施するように見直すことが望ましい。【意見1-3】

現状では中間評価において外部評価が行われるのは、研究調査期間が3年以上のものに限られている。背景と外部評価の対象を全ての研究について実施すべきと考える趣旨は上記(1)とはほぼ同旨である。中間評価においても、外部評価による助言等を迅速に実際の研究に活用したり応用したりする見直しの機会を得ることに大きな意義があると思われる。その機会を実際の研究プロセスに機動的に反映し、より有意な研究成果の表現に活かしていくためには、研究の中間点における外部評価は重要な位置づけとなる。また、実施する研究期間が2年であるか3年であるかによって中間外部評価を実施するかどうかを区別することは好ましくなく、3年の研究期間であれば2回の年度の区切りがあるが、うち1回を任意に設定し実施するという規定は手間やコストの側面を除いては積極的な根拠に乏しい。

したがって、課題化した全研究テーマを対象としたうえで、3年のうち1回だけではなく毎年外部評価を実施するように見直すことが望ましい。

(4) 日常的な研究記録(日報)のレビュー

研究員の日常的な研究記録(日報)については、担当によってレビューの有無や頻度にバラつきがあるため、例えば週次サイクルなどでレビュー・モニタリングすることで、適時に問題点や課題の共有・解決、コーチングなどに活かし、実効性のあるミドルマネジメントとなることが期待される。なお、担当総括など上席者がレビューした場合、押印またはレビューサインを証拠として残されたい。【意見1-4】

(5) 研究終了後の順末管理

調査研究終了後の成果がどのように実務に活用され、普及につながったかどうかの追跡調査を行い、研究の順末を適切に管理する必要がある。【意見1-5】

当センターの研究は主に検査技術の創出、有効かつ効率的な検査手法の確立、検査に有用な調査の推進などのための調査研究が行われている。ニーズに基づいて産業育成するなど価値創出をもたらすような応用研究とは領域が異なるため、追跡調査を行うことの意義は小さいと考えることもできるであろう。

しかし、限られた財源の中から調査研究を選定し研究を実施するのであるから、研究成果がもたらす効果がどのように実務などに活用されているのかを把握整理し、研究を実施したことによる価値を証明する説明責任は当然にあるといえる。実際、事後

評価の評価項目は

- ・調査研究事業の妥当性
- ・目的の達成度
- ・得られた成果
- ・期待される効果
- ・普及への期待
- ・推進上の問題点と対応

となっており、これらの評価項目において、研究終了後の一定期間において実際どのような成果や効果をもたらしたかどうかを管理することは重要である。

例えば、研究テーマとして取り組んでいる「別府市における泉質の分布状況」「由布市における泉質の分布状況」については、おんせん県おいたにおける地域ごとの温泉の特徴、とりわけ療養泉の定義と照らし合わせた時の泉質等を客観的に分類・説明するための有用な情報であり、別府・湯布院の温泉地の魅力度を更にアピールするための基礎に活用できる。その場合、泉質の分布・分析や効能分析がどのように研究成果として戦略的に観光行政等に活用されたかどうかを追跡調査することが必要であり、その活用成果が順末としてどうであったかについて客観的に把握することで、初めて調査研究した意義、効果や価値を証明できることになるであろう。

したがって、調査研究終了後の一定期間において、研究成果がどのように実務に活用され効果や効率性をもたらしたか、十分な普及につながったかどうかなどについて追跡調査を行い、研究の順末を適切に把握整理したうえで研究実施の明瞭な順末管理を実施する必要がある。

(6) 知的財産権の取得可能性の摸索

現状では調査研究により知的財産権を取得する可能性は極めて低いとされているが、積み重ねた検査技術力や今後の向上を通じた組織としての戦略的な取組みにより、知的財産権の取得可能性について摸索し検討が継続されることが望ましい。例えば、民間企業と共同研究して試薬、薬剤、機器を開発していくようなことがあれば、知財権取得に伴い実施許諾を図ることも可能性として想定される。【意見1-6】

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

| P  | 平成16年度報告書の結果及び意見の概要                             | 平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況   | 現在の対応状況                                                                                                                                                                                                    |
|----|-------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 66 | 検査に関する領域でも知的財産権の取得は可能であり、権利取得の可能性について検討する必要がある。 | 知的財産権の取得の可能性について、今後検討していきたい。 | 業務の見直しにより、平成19年度までに7名の人員削減を行った。これにより、組織体制を調整検査業務に重点を置いたものに改編するとともに、調査研究は当センターの表情に合わせて、試験検査をより効率的に行うためのものとして位置付けている。よって、現状では調査研究により知的財産権を取得する可能性は低いと考えている。その上で、知的財産に該当する研究成果が得られることが見込まれる場合は、権利取得について検討したい。 |

(7) 共同研究や受託研究の推進

職員の専門知識や検査技術の向上につなげていくためにも、検査手法の標準化に対する取組みなどの共同研究をより推進することは有用と考えられる。また受託研究はここ10年以上行われていないが、【意見1-6】の権利取得の模索とともに、競争的研究資金の獲得など受託研究の可能性もあると考えられるため、継続して可能性を模索することが望ましい。【意見1-7】

平成16年度の監査対象であった平成15年度当時は、競争的研究資金の獲得による受託研究が他の大分県試験研究2センターと共同も含めて2件存在していたため、このような取組内容としていた。しかし、当時のテーマは研究員の興味を中心で受託研究したものとされているが、それ以降受託研究は行われていない。

一方、共同研究については、実際に平成27年度に他の地衛研と連携して、レジオネラ菌検査の共同研究(国の研究機関2先、地衛研6先、民間企業1先)を行っている。これは、本来、検査は公定法に基づいて実施することであるが、現在、公定法がないため、どこも検査手法がバラバラであることから、研究実施を通じて、より効率的かつ有効な検査手法を標準化して実施できるように、協力して取り組んでいるものである。これには、大分県は温泉の泉質が多いため、是非協力してほしいという依頼に基づくものであった。

このように国や地衛研等を通じて共同研究を推進する機会が多いと思われ、共同研究を通じて先進的な取組みや検査手法の標準化に対する取組みなどを通じて、更に職員の専門知識や検査技術の向上につなげていくことも可能と考えられる。

また、コアな専門的技術を戦略的に高めていくことにより【意見1-6】に記載した権利取得の可能性やリテラレンス機能をより強化していくことも決して不可能なことではなく、組織的に権利取得の可能性を模索して取得につながった場合には、競争的研究資金の獲得など受託研究の可能性もあると考えられるため、継続して検討することが望まれる。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

| P  | 平成16年度報告書の結果及び意見の概要                  | 平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況                                                          | 現在の対応状況                                                                                                                         |
|----|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 66 | 競争的研究資金の獲得や企業等との共同研究について推進していく必要がある。 | 県民の健康や生命・環境行政に直結した調査研究や試験検査の都道府県との共同研究に参加している。充実のための調査研究に必要な外部研究資金の活用については、推進していきい。 | 新しい検査手法の研究や環境汚染調査などについて、国や他の都道府県との共同研究に参加している。人員の削減や業務の見直しの検討結果のような実情もあり、企業等との共同研究は現在のことろ行っていないが、衛生・環境行政に有益な共同研究の機会があれば推進していきい。 |

(8) 共同研究等に関する規程の新設の検討

共同研究については実際に取組んでいる事例があることから、共同研究に関する手続等を明確にするため、他の研究センターの規程を参考にしつつ、共同研究の規程化

について進めていくことが望ましい。また受託研究を取組む場合にも規程化の検討を速やかに行われたい。【意見1-8】

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

| P  | 平成16年度報告書の結果及び意見の概要                                                 | 平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況                | 現在の対応状況                                       |
|----|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|-----------------------------------------------|
| 67 | 共同研究等に関する規程類が整備されていないことから、県の試験研究機関や関係部署との協議のうえ、規程類の整備について今後検討していきい。 | 他の試験研究機関や関係部署との協議のうえ、規程類の整備について今後検討していきい。 | 現状では共同研究等を積極的に行う体制にはなっていないが、共同研究規程の策定は行っていない。 |

(9) 試験検査業務に係る業績評価制度の見直し

試験検査業務の経済性・有効性・効率性を高めるため、「試験検査業務に係る業績評価制度」がその実効性を高めるように必要な見直しを行うとともに、PDCCAサイクルを回し、適時にフラッシュアップを図られたい。【意見1-9】

衛生環境研究センターでは、平成16年度の包括外部監査の結果を受け、「試験検査業務に係る業績評価制度」を平成19年3月に導入している。それから8年以上の時間が経過しているが、一度も改定されたことはない。

実際、評価結果となる試験検査業務評価票において、項目ごとの業務評価が例えば「C」評価となったものについて、そのような評価となった原因の分析、要因の洗い出し、今後の課題の特定、改善実行すべき内容が何であるかが特段明確となっていないのが現状である。また下記(10)の視点においても、現状のままで実態判断に有効であるかどうかを見直す時期に来ている。

よって、下記(10)の点も含めて、試験検査業務の経済性・有効性・効率性を高めるため、「試験検査業務に係る業績評価制度」がその実効性を高めるように必要な見直しを行うとともに、PDCCAサイクルを回し、適時にフラッシュアップを図られたい。

(10) 試験検査業務に係る業績評価制度項目と内容の見直し

試験検査業務に係る業績評価制度における評価項目のうち、「標準処理日数適合度」に使用されている標準処理日数が実際の検査日数とかけ離れているため、業績評価項目としての実効性が低いと考えられる。したがって、標準処理日数を実態に合わせたものに見直す必要がある。また、標準処理日数を設定することが見合わない検査に関しては評価事項を見直す必要がある。【意見1-10】

さらに、事務事業評価票の基礎となる「業績評価における経費効率性・コスト分析」の一覧表の基礎となるコスト情報については各担当から提示された数値をそのまま入力しているが、根拠資料が明確でないため、コストの基礎となる根拠資料を文書化し、企画・管理担当にも情報共有して保管されたい。【意見1-11】



評価項目には「標準処理日数適合度」があり、検査ごとに標準処理日数を定め、検査実績が適合しているかを確認している。しかし、標準処理日数が実際の検査日数とかけ離れているにも関わらず、ほとんどの検査が「適合している (A)」と評価され、業績評価項目としての実効性が低いのではないかと考えられる。

実際の検査日数が標準処理日数よりも大幅に少ない場合は、更なる効率化を図るために、翌期の標準処理日数を見直す必要があり、標準処理日数を設定することが見合わない検査に関しては評価事項を見直す必要がある。

また、「標準処理日数適合度」の評価方法が検査の効率性を高めることに効果がないうものであれば、評価方法そのものについて見直しを検討することも必要である。

(9) (10) の意見に関連した平成 16 年度包括外部監査の結果等に対する措置状況

|    |                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| P  | 平成 16 年度報告書の結果及び意見の概要                                                                                                                                       | 平成 16 年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況                                                                                                                    | 現在の対応状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 64 | 事前・中間・事後評価を通じて、検査業務に重点がおかれている衛生環境研究センターの独自性を踏まえた評価項目の設定(検査の高度化・迅速化への寄与度等)の必要がある。                                                                            | 検査業務についても平成 18 年度の業績評価の導入に向けて検討を行う。                                                                                                             | 平成 19 年度から内部評価委員会において検査業務に係る業績評価を実施しており、「業務履」(「船務効率」(処理時間)の面から分析を行っている。                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 64 | 検査業務についても、その必要性や効率性の観点から業績評価を実施し、外部委託への移行等の判断材料とする必要がある。                                                                                                    | 検査業務については平成 18 年度の業務研究のあり方検討会、最終報告をまとめ、民間委託等の計画を作成したところである。其中で検査業務のうち衛生センターは検査業務が大部分を占めており、他の試験研究機関とは性格を異にすることから、試験検査機関としてその機能を見直すことも検討する必要がある。 | 平成 17 年度に、<br>・行政検査 9 項目<br>・委託検査 3 項目<br>・依頼検査 5 項目<br>合計 17 項目を廃止した。<br>平成 18 年度業務研究結果により、平成 19 年度に、<br>・行政検査 3 項目を外部委託<br>・委託検査 3 項目を廃止している。<br>上記継続を決定した検査業務について、<br>・行政が責任を持って対応する必要があるもの<br>・民間では競争力がないもの<br>・本県の地域性から、果として取り組むもの<br>・危機管理対応に必要なスキル維持に欠かせないものを判断基準としている。<br>このように、検査業務の大幅な見直しを行った。調査研究においては、検査手法の検討など、検査の高度化・迅速化等に主眼をおいた調査研究を実施している。 |
| 65 | 衛生環境分野の多様なニーズの全てに対応することは難しいので、衛生環境に関する危機管理を担う戦略的な検査業務に経営資源を集中させることが必要である。同時に、衛生環境研究センターは検査業務が大部分を占めており、他の試験研究機関とは性格を異にすることから、試験検査機関としてその機能を見直すことも検討する必要がある。 | 検査業務については平成 16 年度の業務研究のあり方検討会、最終報告をまとめ、民間委託等の計画を作成したところである。其中で検査業務のうち衛生センターは検査業務が大部分を占めており、他の試験研究機関とは性格を異にすることから、試験検査機関としてその機能を見直すことも検討する必要がある。 | 平成 17 年度に、<br>・行政検査 9 項目<br>・委託検査 3 項目<br>・依頼検査 5 項目<br>合計 17 項目を廃止した。<br>平成 18 年度業務研究結果により、平成 19 年度に、<br>・行政検査 3 項目を外部委託<br>・委託検査 3 項目を廃止している。<br>上記継続を決定した検査業務について、<br>・行政が責任を持って対応する必要があるもの<br>・民間では競争力がないもの<br>・本県の地域性から、果として取り組むもの<br>・危機管理対応に必要なスキル維持に欠かせないものを判断基準としている。<br>このように、検査業務の大幅な見直しを行った。調査研究においては、検査手法の検討など、検査の高度化・迅速化等に主眼をおいた調査研究を実施している。 |
| 65 | 検査業務について、専門かつ高度な試験検査に限定し、センターの機能をソフトウェアセンター及び精度管理の観点に集                                                                                                      | 上記検討会で検査業務 5 項目に限定し、経営資源の集中を図るとともに、ソフトウェアセンターとしての役割は強化するよ                                                                                       | 検査業務の大幅な見直しを行うとともに、職員研修を充実させ、ソフトウェアセンターに適切に対応できるように、                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

51

平成二十八年三月三十一日

|                         |                |                                                                        |
|-------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------|
| 中するよう、個々の検査業務を見直す必要がある。 | う検討を行うこととしている。 | や検査技術の向上に努めている。現在、微生物担当で「溶連菌」や「結核」に関する領域で、九州各県の地研研のソフトウェアセンター機能を持っている。 |
|-------------------------|----------------|------------------------------------------------------------------------|

3.2 収納事務

(1) 現金出納管理

現金及び約款資金の管理について、日々の現金出納表や約款資金整理簿と現金の実際有高を照合していること、証跡を残すことが望まれる。【意見 1-12】

現金管理については、現金の受入れまたは払出しのつと現金出納表に記載し、その出納を明らかにしなければならない(会計規則第 100 条)とし、約款資金については、約款資金整理簿を備え、約款資金の交付を受けたとき及び返納したとき並びに出納員または金銭出納員が交替したときに記帳整理し、毎月末に約款資金の所有高について所属長の確認を受けなければならない(約款資金取扱要綱第 9 条第 2 項)とされ、現金等の保管について合規性に問題はないものの、日々の現金実際有高と現金出納表等との照合についての証跡が残されていない。

現金は不正や誤謬が発生しやすい性質であることから、日々の帳簿残高と実際有高を照合した結果として金種表等を利用し、証跡を残しておくことが望まれる。

3.3 支出事務

(1) 太陽光発電設備に関する損害保険料の見積り合わせ

太陽光発電設備に関する損害保険料について県の契約事務規則に従い見積り合わせを実施することが望ましい。【意見 1-13】

当初の契約では太陽光設置のための交付金負担会社が保険会社を決めていたため、見積り合わせを行っていなかった。ただし保険会社が固定されていたのは当初 5 年のみであり、現在はそのような制約はない。

県の契約規則上 10 万円以上の契約についてはなるべく二人以上の者から見積り合わせを行うこととされており、コスト削減の余地もあることから、見積り合わせを実施することが望ましい。

3.4 委託契約事務

(1) 庁舎清掃及び器具洗浄業務委託

入札参加資格者の範囲について、参加者間における競争を促進し、コスト削減を図るため、適時見直すことが望ましい。【意見 1-14】

現在庁舎清掃および器具洗浄業務の委託について、清掃業務の登録資格を有し、評価点が 95 点以上で本店が大分市内にある会社と定められている。評価点に基準はなく、基

52

大分県報(監査公表)

四九

単点以上の該当先がどのくらいあるかで決定している。大分市内に限定するのも同様の理由である。

他の委託業務では大分市内の限定を本店、支店、営業所としているものもあり、より対象を広げて入札参加者の入れ替わりを多くし、競争を促進することで、コスト削減を図る等の効果があると考えられるので、適時見直されることが望ましい。

3.5 財産の管理事務

(1) 機器管理

機器更新時にその使用状況が重要な判断要素になると考えられるため、50万円未満の機器についても使用記録簿を作成し、適切な管理を行うことが望ましい。

【意見1-15】

50万円以上の高額機器については、その機能を十分に発揮できているか常に使用状況を把握するために使用記録簿をつけ、適切な管理を行うものとしている。しかしながら、50万円未満の機器備品の殆どは使用記録簿の作成は求められていない。

このため、高額機器の更新については、「高額機器導入審査会」において導入審査の際、使用状況も考慮されているのに対し、50万円未満の機器備品については使用状況が明確でないまま更新される可能性がある。

したがって、機器備品等の更新時において使用状況も重要な判断要素となると考えられることから、50万円未満のものについても使用記録簿を作成し、適切な管理を行うことが望ましい。

(2) 機器更新判断資料における基礎的情報の充実

機器の更新判断を行う上で、それぞれの機器ごとのライフサイクルコストをも更新投資の資料の中に反映することで、更新のライフサイクル判断や適時性判断に役立てることが望ましい。【意見1-16】

また当該資料において、各機器備品がどの検査項目に必要なものであるかが関連づけられて整理されていないため、検査項目との関連性を明示することで更新投資判断に活用する必要がある。【意見1-17】

現在、担当課である生活環境部生活環境企画課において、「備品更新基準」及び「100万円以上の分析機器一覧表」によって、センターにおける重要な機器や備品の更新投資判断の基礎としており、有用なものであると評価できる。現在の備品更新基準は次のとおりであり、そのスコアによって更新のライフサイクル判断に活用している。

- ・使用上の支障
- ・修理可否
- ・耐用年数超過
- ・代替機器
- ・使用頻度

- ・定期的な保守点検
- ・修理の状況

上記観点も重要であるが、コスト面の評価が必ずしも明確でない。よって機器の投資金額のみならず、保守点検費や補修・修繕費などを含めたライフサイクルコストを総合的な判断基礎とすることも重要と考える。

また、当該資料において、更新投資判断に必要な情報は概ね網羅されているが、検査項目との関連性が明示されていない。「100万円以上の分析機器一覧表」には「使用用途」に当該趣旨の記載がなされているが、センターで分類されている試験検査業務名称とは必ずしも一致していないため、どの業務に必要であるか、行政責任の伴う法定検査項目に必要な機器等であるかを端的に判断することができない。

従って、更新対象機器が、センターが分類しているどの検査項目に必要なものであるかが関連づけられて整理されていないため、行政検査項目との関連性やセンターで重要な検査項目に関連した機器であるかどうかの明確な判断に役立てられるように、検査項目との関連性を明示して更新投資判断に活用する必要がある。

(3) 食品衛生検査機器 (GHP) 保守点検 (化学)

随意契約の締結に当たって、本件業者しか委託契約を締結できないこと示す証拠としてメーカーからの販売証明書等入手することが必要と考える。【意見1-18】

食品衛生検査機器 (GHP) についてメーカーが異外であるため、保守点検について県内における唯一の指定代理店である業者と随意契約を締結している。

しかし、実態伺い上は「(平成26年3月6日確認済)とあるだけで、販売証明書等、同社が県内における唯一の指定代理店であることを示す証拠資料がなかった。

随意契約はあくまで契約方法の例外であることを考えれば、本件業者しか委託先がないこと示す証拠としてメーカーから販売証明書等入手することが必要と考える。

(4) 備品管理について

備品の現物確認の方法については、用度管財課と各試験研究機関とが連携して効果的かつ効率的な方法の確立を検討することが望ましい。【意見1-19】

衛生環境研究センターでは3月末に備品の現物確認を行っている。

現物確認の実施方法は、センター備品一覧、用度管財課 (県庁) の備品管理システムから打ち出された備品一覧を、各担当者に確認してもらうことである。ここで実在しないものや、備品一覧で二重に記載されているものがあれば、管理担当者へ連絡がくる。

しかし、各担当者が備品の現物確認を実施した証拠となる原票資料は残されていない。それゆえ原票資料がない以上、備品台帳が正しいものであるかどうか外部から確認することはできない。この点、台帳を打ち出して担当者に渡しているのでは